













岡共 第二〇一号	岡共 第二〇〇号	岡共 第一九九号	岡共 第一九八号	岡共 第一九七号	岡共 第一九六号
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

岡山県告示第二百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、漁業権の内容となるべき事項、存続期間等を次のように定めた。

なお、この漁業権漁場図は、岡山県農林水産部水産課に備え置き縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日 岡山県知事 伊原木 隆太

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、いぎす漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島地先

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点第三号及び基点第二九号の各点を順次結んだ一三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第五号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸館に設置した標識

基点第一九号 兵庫県赤穂市西浜町網崎防波堤基部から防波堤上三〇メートルの位置に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二三号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

基点第二四号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島磯石鼻灯台

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯の鼻南端に設置した標識

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四三号 備前市日生町頭島東側コメインに設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

点ア 基点第二号から基点第八号見通し線上基点第一号から五〇メートルの点

点イ 基点第二二号から基点第五号見通し線上基点第二号から二〇メートルの点

点ウ 基点第二三号から日生町寒河掛山（二六七）山頂見通し線上基点第二号から九〇メートルの点

点エ 基点第一九号から基点第二号見通し延長線上基点第二号から三〇メートルの点

点オ 基点二四号から赤穂市福浦古池塩田堤防東角見通し線と基点第一九号から基点第二号見通し線との交差点

点カ 基点第二四号から赤穂市加里屋松ヶ鼻南端見通し線上基点第二四号から五〇メートルの点

点キ 基点第二七号から日生町取揚島頂見通し線上基点第二七号から一〇〇メートルの点

点ク 基点第二七号から真方位一八〇度の線上基点第二七号から二〇〇メートルの点

点ケ 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第二七号と基点第四三号を結んだ線との交差点

点コ 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点サ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町及び赤穂市福浦

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間



一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、いぎす、しらも漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島西地先

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第四号、点カ、基点第三号及び基点第二十九号の各点を順次結んだ九直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八号 備前市日生町日生港北西角海岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町備前山(二六)山麓東端に設置した標識

基点第一号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島輪石鼻灯台

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四三号 備前市日生町頸島東側コメインに設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識

基点第七五号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第八号から基点第二一号見通し線と、基点第一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点

点イ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点

点ウ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点エ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点

点オ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点カ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点キ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点ク 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点ケ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点コ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点サ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点シ 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

点ス 基点第九号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第一三号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、いぎす、しらも漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島輪石鼻灯台

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四〇号 備前市日生町頸島西端水ヶ鼻に設置した標識

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第八五号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識

点ア 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点イ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点ウ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点エ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点オ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点カ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点キ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点ク 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点ケ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点コ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点サ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点シ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点ス 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点セ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点ソ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

点タ 基点第二七号から基点第三九号見通し線と、基点第五三号から基点第八五号見通し線との交差点

- 点ア 基点第三九号から基点第五三号見通し線と、基点第八五号から  
邑久町長島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第二七号から基点第八五号見通し延長線と、基点第五二号  
から兵庫県姫路市家島町小松島頂見通し線との交差点
- 点ウ 基点第三九号から基点第五三号見通し延長線と、基点第三〇八  
号から兵庫県姫路市家島町既下島北端見通し線との交差点
- 点エ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第三  
〇八号から兵庫県姫路市家島町既下島北端見通し線との交差点
- 点オ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八五号  
から長島北端見通し線との交差点
- 二 関係地区 備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町及び赤穂市福浦
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
えむし漁業  
一月一日から十二月三十一日まで  
なまこ漁業  
十一月一日から翌年三月三十一日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町曾島及び鴻島地先
- 4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第七六号の各点を順次結  
んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置  
基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に設置し  
た標識  
基点第三、三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

- 基点第六〇号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識
- 基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第七六号 備前市日生町鴻島タコースケ（蜂の頭）鼻突端に設置した標識
- 基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識
- 基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識
- 点ア 基点第七〇号から基点第二〇一号見通し線上基点第七〇号から  
九〇メートルの点
- 点イ 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第六〇号から二  
〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第三三三号から基点第三〇八号見通し線上基点第三三三号から  
五〇メートルの点
- 点エ 基点第三三三号から基点第三〇八号見通し線と、基点第七六号か  
ら基点第一〇二号見通し線との交差点
- 二 関係地区 備前市日生町、穂浪及び瀬戸内市邑久町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
なまこ漁業  
十一月一日から翌年三月三十一日まで  
えむし、かき漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町日生地先
- 4 漁場の区域 基点第八号、点ア、イ、ウ及び基点第二〇一号を順次結んだ四直線、  
基点第一一号及び基点第一二号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識
  - 基点第九号 備前市日生町横越山(一一六)山腹東端に設置した標識
  - 基点第一号 備前市日生町日生皆喜橋南東詰に設置した標識
  - 基点第二号 備前市日生町日生皆喜橋南西詰に設置した標識
  - 基点第三号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識
  - 基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端(ヨータイ日生工場東)に設置した標識
  - 基点第二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
  - 基点第六〇号 備前市日生町神島北東端に設置した標識
  - 基点第二〇一号 備前市津波・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
  - 点ア 基点第八号から基点第二一号見通し線と、基点第一三号からツプロ鼻南端見通し線との交差点
  - 点イ 基点第九号から日生町神島岳ノ鼻西池の尻の高見通し線と、基点第一三号からツプロ鼻南端見通し線との交差点
  - 点ウ 基点第一五号から基点第六〇号見通し線上基点第一五号から二〇〇メートルの点
- 二 関係地区 備前市日生町及び津波
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業
- 3 漁場の位置 備前市日生町取揚島地先  
一月一日から十二月三十一日まで

4 漁場の区域 基点第一六号、点ア、イ及び基点第一八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
  - 基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
  - 基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
  - 基点第二七号 備前市日生町鹿久居島礮石鼻灯台
  - 点ア 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二〇〇メートルの点
  - 点イ 基点第一八号から基点第二七号見通し線と、点アから真方位一八〇度見通し線との交差点
- 二 関係地区 備前市日生町、赤穂市赤穂及び赤穂市福浦
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第七号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業
  - 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ三直線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
  - 基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
  - 基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
  - 基点第二五号 備前市日生町鹿久居島礮石に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島輪石鼻灯台

点ア 基点第二五号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔（真方位四九度）見通し線と、点エから真方位一八〇度見通し線との交差点

点イ 基点第一八号から基点第二七号見通し線と、点エから真方位一八〇度見通し線との交差点

点ウ 基点第二五号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔見通し線と、点イから基点第一号見通し線との交差点

点エ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、四三〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町、赤穂市赤穂及び赤穂市福浦

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ及び基点第一、五号の各点を順次結んだ四直線、基点第六号、点エ、オ、カ及び基点第二、三号の各点を順次結んだ四直線、基点第三号及び基点第四号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第三号 備前市日生町寒河潮見橋東詰南側に設置した標識

基点第四号 備前市日生町寒河潮見橋西詰南側に設置した標識

基点第五号 備前市日生町寒河潮見橋ノ鼻突端に設置した標識

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七一二番地地先海岸に設置した標識

基点第一六号 備前市日生町取巻島北端に設置した標識

基点第一九号 兵庫県赤穂市西浜町網崎防波堤基部から防波堤上三〇メートルの位置に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

基点第二三号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識

基点第二五号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識

点ア 基点第一号から基点第一六号見通し線と、基点第二号から基点第一九号見通し線との交差点

点イ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、四三〇メートルの点

点ウ 基点第二五号から赤穂市・相生市界高取山山頂送電鉄塔（真方位四九度）見通し線と、点イから真方位一八〇度見通し線との交差点

点エ 基点第二二号から基点第六号見通し線上基点第二二号から三〇〇メートルの点

点オ 基点第二二号から基点第五号見通し線上基点第二二号から二〇〇メートルの点

点カ 基点第二三号から真方位二七度見通し線上基点第二三号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町（頭島を除く）及び赤穂市福浦

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

二 関係地区 備前市日生町（頭島を除く）及び赤穂市福浦

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つばね漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

4 漁場の区域 基点第六号、点ア、イ及び基点第八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七―二地先護岸に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第三号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

点ア 基点第二号から基点第六号見通し線上基点第二号から三〇

〇メートルの点

点イ 基点第二号から基点第八号見通し線上基点第二号から五〇

〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町(頭島を除く)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つばね漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 基点第二五号、点ア、イ及び基点第二七号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

基点第二五号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島島石鼻灯台

点ア 基点第二五号から赤穂市相生市界高取山山頂送電鉄塔(真方位四九度)見通し線と、点イから基点第一号見通し線との交差点

点イ 基点第一八号から基点第二七号見通し線と、点ウから真方位八〇度見通し線との交差点

点ウ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、

四三〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町(頭島を除く)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つばね漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

4 漁場の区域 基点第二一号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第二三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五号 備前市日生町寒河嶽ノ鼻突端に設置した標識

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七―二地先護岸に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識  
基点第三号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識

点ア 基点第二号から基点第八号見通し線上基点第二号から五〇メートルの点  
点イ 基点第二号から基点第六号見通し線上基点第二号から三〇メートルの点

点ウ 基点第二号から基点第五号見通し線上基点第二号から二〇メートルの点  
点エ 基点第二号から真方位二七度見通し線上基点第二号から二〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町及び赤穂市福浦

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島、頭島及び鶴島地先

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第四三号、点カ、キ  
ク、ケ及び基点第二七号の各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町横越山(二二六)山麓東端に設置した標識

基点第一三号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識  
基点第二七号 備前市日生町鹿久居島南側御の鼻に設置した標識

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側御の鼻に設置した標識  
基点第二九号 備前市日生町鹿久居島南側御の鼻に設置した標識

基点第四三号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識  
基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識  
基点第七五号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第八号から基点第二号見通し線と、基点第一三号から基点第二号見通し線との交差点  
点イ 基点第九号から日生町鴻島池ノ尻の高頂見通し線と、基点第一三号から基点第一三号から基点第二号見通し線との交差点

点ウ 基点第九号から鴻島池ノ尻の高頂見通し線と、基点第一三号から大多府島西小赤石見通し線との交差点  
点エ 基点第一三号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第七五号から日生町鶴島南小剣島頂見通し線との交差点

点オ 基点第四三号から基点第五七号見通し線と、基点第七五号から小剣島頂見通し線との交差点  
点カ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第四三号から基点第二七号見通し線との交差点

点キ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点  
点ク 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ケ 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第四三号から基点第二七号見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島橋石鼻灯台

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側吉切島南西端に設置した標識

基点第四〇号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第八五号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋東端に設置した標識

点ア 基点第三九号から基点第五三号見通し線と、基点第八五号から邑久町長島北端見通し線との交差点

点イ 基点第二七号から基点第八五号見通し延長線と、基点第五二号から兵庫県姫路市家島町小松島頂見通し線との交差点

点ウ 基点第三九号から基点第五三号見通し延長線と、基点第三〇八号から家島町院下島北端見通し線との交差点

点エ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第二〇八号から家島町院下島北端見通し線との交差点

点オ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八五号から長島北端見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島及び曾島地先

4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第七六号の各点を順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に設置した標識

基点第三三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第六〇号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町曾島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七六号 備前市日生町曾島タコースケ（峰の頭）鼻突端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市種浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋東端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から瀬戸内市邑久町虫明島高見通し線上基点第七〇号から一〇〇メートルの点

点イ 点アから基点第二〇一号見通し線上点アから九〇〇メートルの点

点ウ 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第六〇号から一五〇メートルの点

点エ 基点第三三三号から基点第三〇八号見通し線上基点第三三三号から五〇〇メートルの点

点オ 基点第七六号から備前市日生町曾島北端見通し線上基点第七六

号から一、二〇メートルの点

- 二 関係地区 備前市日生町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

4 漁場の区域 基点第八号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第二〇一号を順次結んだ五

直線並びに基点第一一号と基点第二二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町福越山(一一二六)山麓東端に設置した標識

基点第一一号 備前市日生町日生皆喜橋南東詰に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町日生皆喜橋南西詰に設置した標識

基点第一三号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端(ヨータイ日生工場東)に設置した標識

た標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第六〇号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市穂波・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

点ア 基点第八号から基点第二二号見通し線と、基点第一三号から鹿

久居島北端見通し線との交差点

点イ 基点第九号から日生町鴻島岳ノ鼻西池ノ尻の高見通し線と、基

点第一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点

点ウ 基点第一五号から基点第六〇号見通し線上基点第一五号から二

〇〇メートルの点

点エ 基点第二〇一号から備前市日生町曾島西端見通し線上基点第二

〇一号から五〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ三直線によって囲まれた

区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第二五号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識

点ア 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、

一一〇メートルの点

点イ 基点第一六号から基点第一号見通し線と、基点第二五号から赤

穂市加屋赤穂港南防波堤基部見通し線との交差点

点ウ 基点第二五号から赤穂市加屋赤穂港南防波堤基部見通し線

と、点アから真方位一八〇度見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町及び赤穂市福浦



- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一七号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

- 4 漁場の区域 基点第八号及び基点第二一号を結んだ直線、基点第三号及び基点第四号を結んだ直線、基点第二号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点第三九号及び基点第二九号の各点を順次結んだ一一直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第三号 備前市日生町寒河瀬河橋東詰南側に設置した標識

基点第四号 備前市日生町寒河瀬河橋西詰南側に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一七号 備前市日生町取揚島頂上に設置した標識

基点第一九号 兵庫県赤穂市西浜町網崎防波堤基部から防波堤上三〇メートルの位置に設置した標識

基点第二一号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二五号 備前市日生町鹿久居島磯石に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島磯石鼻灯台

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯の鼻南端に設置した標識

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識

- 基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側青切島南西端に設置した標識
- 基点第四三号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識
- 基点第五三号 備前市日生町大府島南東端に設置した標識

点ア 基点第一号から基点第一六号見通し線と、基点第二号から基点第一九号見通し線との交差点

点イ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、四三〇メートルの点

点ウ 基点第二五号から赤穂市加屋屋赤穂港南防波堤基部見通し線と、点イから真方位一八〇度見通し線との交差点

点エ 基点第二五号から赤穂市加屋屋赤穂港南防波堤基部見通し線と、基点第二五号から四〇〇メートルの点

点オ 基点第二七号から基点第一七号見通し線上基点第二七号から一、〇〇〇メートルの点

点カ 基点第二七号から真方位一八〇度見通し線上基点第二七号から二〇〇メートルの点

点キ 基点第二七号から基点第四三号見通し線と、基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線との交差点

点ク 基点第二八号から小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突堤見通し線との交差点

点ケ 基点第三九号から小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突堤見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町及び赤穂市福浦

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一八号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島、頭島、曾島及び鴻島地先
- 4 漁場の区域 基点第八号及び基点第二一号を結んだ直線、基点第一一号及び基点

第一二号を結んだ直線、基点第二九号、第三九号、点ア及び基点第七六号の各点を順次結んだ三直線、基点第七〇号、点イ及び基点第二〇一号の各点を順次結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第八号 備前市日生町日生日港北西角護岸に設置した標識
- 基点第一一号 備前市日生町日生皆喜橋南東端に設置した標識
- 基点第二二号 備前市日生町日生皆喜橋南西端に設置した標識
- 基点第二一号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識
- 基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第七六号 備前市日生町鴻島タコズケ(蜂の頭)鼻突端に設置した標識
- 基点第二〇一号 備前市日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第二〇二号 備前市穂波越島鼻南端に設置した標識

点ア 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第七六号から日生町鴻島北端見通し線との交差点  
点イ 基点第七〇号から基点第二〇二号見通し線と、基点第二〇一号から日生町鴻島西端見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先
- 4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第二七号 備前市日生町鹿久居島橋石鼻灯台
- 基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第四〇号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識
- 基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識
- 基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識
- 基点第八五号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識
- 基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋東端に設置した標識
- 点ア 基点第三九号から基点第五三号見通し線と、基点第八五号から邑久町長島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第二七号から基点第八五号見通し延長線と、基点第五二号から兵庫県姫路市家島町小松島頂見通し線との交差点
- 点ウ 基点第三九号から基点第五三号見通し延長線と、基点第三〇八号から家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点エ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第二〇八号から家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点オ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八〇号から長島北端見通し線との交差点

点ア 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第七六号から日生町鴻島北端見通し線との交差点  
点イ 基点第七〇号から基点第二〇二号見通し線と、基点第二〇一号から日生町鴻島西端見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町及び赤穂市福浦

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島千軒湾

4 漁場の区域 点アを中心にして半径二〇〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第九八号 備前市日生町鹿久居島つつみに設置した標識

基点第九九号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識

点ア 基点第九八号から基点第九九号見通し線上基点第九八号から二

五〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町頭島東地先

4 漁場の区域 基点第一〇一号、点ア及び基点第四四号の各点を順次結んだ二直線

と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第一〇一

号から基点第四四号までの間の最大高潮時海岸線から沖出し五〇メー

トルの区域を除く。

点の位置

基点第四四号 備前市日生町頭島鼻北側岸の下に設置した標識

基点第一〇一号 備前市日生町頭島高鼻東端に設置した標識

点ア 基点第四四号から日生町鹿久居島南首切島南端見通し線上基点

第四四号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町頭島南地先

4 漁場の区域 基点第四五号、点ア、イ及び基点第四六号の各点を順次結んだ三直

線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四五号 備前市日生町頭島カタリ鼻突端に設置した標識

基点第四六号 備前市日生町頭島入鹿港東防波堤突端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

点ア 基点第四五号から基点第一〇二号見通し線上基点第四五号から

一五〇メートルの点

点イ 基点第四六号から基点第一〇二号見通し線上基点第四六号から

五〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、あおのり、あおさ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市穂浪地先

4 漁場の区域 基点第二〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第二〇四号の各点を順次結

んだ四直線、基点第二二二号及び基点第二三二二号を結んだ直線並び

に最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等

の区域は除く。

点の位置

基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第二〇四号 備前市穂浪・東片上界東備材株式会社南西護岸上に設置し

た標識

基点第二〇七号 備前市西片上・浦伊部界品川リフラクトリーズ株式会社北東

角に設置した標識

基点第二二三号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識

基点第二二二号 備前市穂浪橋東詰南側に設置した標識

基点第二二二号 備前市穂浪橋西詰南側に設置した標識

点ア 基点第二〇一号から備前市久々井宮山(七七)山頂見通し線と、

基点第二二三号から備前市前山(二九三)山頂見通し線との交差

点

点イ 基点第二〇七号から備前市前山北端見通し線と、基点第二二三

号から備前市前山(二九三)山頂見通し線との交差点

点ウ 基点第二〇七号から備前市前山北端見通し線と、基点第二〇四

号から備前市浦伊部北東端見通し線との交差点

二 関係地区 備前市、備前市及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、しらも、あおのり、あおさ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市鶴海地先

4 漁場の区域 基点第二一六号及び基点第三〇一号を結んだ直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第二一六号 備前市久々井勝尾鼻北東端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

二 関係地区 備前市及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

つば網漁業

十一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市穂波越島地先  
4 漁場の区域 基点第二〇一号、点ア及び基点第二〇三号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二〇一号 備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市穂波高座ノ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第二〇一号から日生町穂波西端見通し線上基点第二〇一号から五〇メートルの点

二 関係地区 備前市(日生町を除く。)及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市前島南地先

4 漁場の区域 基点第二二七号、点ア、イ及び基点第二一八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二〇一号 備前市穂波・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第二二二号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識

基点第二二五号 備前市久々井大砂東端に設置した標識

基点第二二七号 備前市前島南東端に設置した標識

基点第二一八号 備前市前島南西端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二二七号から基点第三〇一号見通し線上基点第二二七号

から一五〇メートルの点  
点イ 基点第二〇一号から基点第二二二号見通し線と、基点第二二八号から基点第二二五号見通し線との交差点

二 関係地区 備前市(日生町を除く。)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市穂波地先

4 漁場の区域 基点第二一六号、点ア及び基点第三〇一号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等を除く。

点の位置

基点第二〇一号 備前市穂波・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市穂波高座ノ鼻南端に設置した標識

基点第二二二号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識

基点第二二六号 備前市久々井磯尾鼻北東端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二〇一号と基点第二二二号を結んだ線と、基点第二〇三

号と基点第三〇一号を結んだ線との交差点

二 関係地区 備前市(日生町を除く。)及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

遼網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市地先

4 漁場の区域 基点第二〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第三〇一号を順次結んだ四

直線、基点第二〇四号及び第三三六号を結んだ直線、基点第二二二号及び第三二二二号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第二〇二号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市穂浪高屋ノ鼻南端に設置した標識

基点第二〇四号 備前市穂浪・東片上界東備材株式会社西護岸上に設置した標識

た標識

基点第二二一号 備前市穂浪穂浪橋東詰南側に設置した標識

基点第二二二号 備前市穂浪穂浪橋西詰南側に設置した標識

基点第二三六号 備前市浦伊部旧中村寮耐北東角に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二〇一号から日生町鴻島西端見通し線と、基点第二〇二

号から基点第七〇号見通し線との交差点

点イ 基点第二〇一号から備前市久々井宮山(七七七)山頂見通し線と、

基点第二〇二号から基点第七〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第二〇一号から備前市久々井宮山(七七七)山頂見通し線と、

基点第二〇三号と基点第三〇一号を結んだ線との交差点

二 関係地区 備前市(日生町を除く。)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし、しらも、あおりの、あおき漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市東片上、西片上、浦伊部及び久々井地先

4 漁場の区域 基点第二〇四号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第二一六号の各点を順

次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第二〇四号 備前市穂浪・東片上界東備材株式会社西護岸上に設置した標識

た標識

基点第二〇七号 備前市西片上・浦伊部界品川リフクトリーズ株式会社北東

角に設置した標識

基点第二二二号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識

基点第二二三号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識

基点第二二六号 備前市久々井尻尾鼻北東端に設置した標識

点ア 基点第二〇四号から備前市浦伊部生崎突端見通し線と、基点第

二〇七号から備前市前島北端見通し線との交差点

点イ 基点第二〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第二二

号から備前市前山(二九三)山頂見通し線との交差点

点ウ 基点第二〇一号と基点第二二二号を結んだ直線と、基点第二

三三号から備前市前山(二九三)山頂見通し線との交差点

点エ 基点第二〇一号と基点第二二二号を結んだ直線と、基点第二

- 二 関係地区 備前市(日生町を除く。)
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市久々井地先

4 漁場の区域 基点第二二三号、点ア、イ、ウ及び基点第二二五号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二二〇号 備前市久々井一ツ石に設置した標識

基点第二二二号 基点第二二〇号から南西一五〇メートルの堤防上の地点に設置した標識

基点第二二二八号 備前市前島南西端に設置した標識

基点第二二二二号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識

基点第二二三号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識

基点第二二五号 備前市久々井大砂東端に設置した標識

基点第二二八号 備前市前島南西端に設置した標識

点ア 基点第二二三号から基点第二二二五号見通し線上基点第二二三号から一五〇メートルの点

点イ 基点第二二二二号から備前市久々井野尾北端見通し線と、基点第二二三号と基点第二二二五号を結んだ線との交差点

点ウ 基点第二二二二号から備前市久々井野尾北端見通し線と、基点第二二五号から基点第二二八号見通し線との交差点

二 関係地区 備前市(日生町を除く。)

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市久々井地先

4 漁場の区域 基点第二二〇号、点ア、イ及び基点第二二二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二二〇号 備前市久々井一ツ石に設置した標識

基点第二二二二号 基点第二二〇号から南西一五〇メートルの堤防上の地点に設置した標識

基点第二二二八号 備前市前島南西端に設置した標識

点ア 基点第二二〇号から基点第二二二八号見通し線と、基点第二二二三号から備前市浦伊部生崎突端見通し線との交差点

点イ 基点第二二二二号から基点第二二三号見通し線上基点第二二二二号から一五〇メートルの点

二 関係地区 備前市(日生町を除く。)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業  
なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし、しらも、てんぐさ、いぎす、あおりの漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

瀬戸内市邑久町地先

直線、基点第三〇一号、点ア、イ及び基点第七〇号の各点を順次結んだ三  
結んだ四直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た  
し、河川、溝渠等の区域は除く。

4 漁場の区域

基点第三三〇二号 備前市日生町鹿久居島西端タリ鼻に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻先端に設置した標識

基点第七六号 備前市日生町鴻島タコズケ(縁の頭)鼻先端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

基点第二〇二号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻先端に設置した標識

基点第二〇二号 備前市穂浪越島鼻先端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市穂浪高座ノ鼻先端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻先端に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋東端に設置した標識

基点第三一二号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻先端ヤグラ石に設置した標識

基点第三一二号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻先端ヤグラ石に設置した標識

点ア 基点第三〇一号から基点第二〇三号見通し線と、基点第二〇

号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点

点イ 基点第七〇号から基点第二〇二号見通し線と、基点第二〇一

号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点

点ウ 点エから基点第三三〇号見通し線と、基点第七六号から基点第一

〇二号見通し線との交差点

点エ 基点第三〇八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線

と、基点第三一二号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

点オ 基点第三一二号から瀬戸内市牛窓町鼠島東端見通し線と、基点

第三一二号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町、穂浪及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三三〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、  
河川、溝渠等の区域を除く。

(1) 基点第三一二号、点ア、イ及び基点第四〇三号の各点を順次結んだ三直線と最  
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三一二号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻先端ヤグラ石に設置した標識

基点第三一二号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻先端ヤグラ石に設置した標識

基点第三一四号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻先端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上  
に設置した標識

基点第四〇三号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上、基点

第四〇二号から南へ三〇〇メートルの地点に設置した標識

基点第四〇四号 瀬戸内市牛窓町牛窓網崎北東端に設置した標識



点ア 基点第三二二号から鼠島東端見通し線と、基点第三一三号から  
大多府島南端見通し線との交差点

点イ 基点第三一四号から基点第四〇四号見通し線と、基点第四〇二  
号から鼠島北端見通し線との交差点

(2) 点ア、イ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域

点の位置

点ア 瀬戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北東防波堤突端

点イ 瀬戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北西防波堤突端

二 関係地区 瀬戸内市邑久町及び牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明地先

4 漁場の区域 基点第三〇一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第三〇六号の  
各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市穂波・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第二〇二号 備前市穂波越島鼻南端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市穂波高座ノ鼻南端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

基点第三〇三号 瀬戸内市邑久町虫明桶の内東端に設置した標識

基点第三〇四号 瀬戸内市邑久町虫明内後南端に設置した標識

基点第三〇六号 瀬戸内市邑久町虫明長坂鼻突端に設置した標識

基点第三一〇号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識

点ア 基点第三〇一号から基点第二〇三号見通し線と、基点第二〇  
号から備前市久々井官山見通し線との交差点

点イ 基点第七〇号から基点第二〇二号見通し線と、基点第二〇一号  
から備前市久々井官山高見通し線との交差点

点ウ 基点第三〇三号から基点第七〇号見通し線上基点第三〇三号か  
ら二〇〇メートルの点

点エ 基点第三〇三号から基点第七七号見通し線上基点第三〇三号か  
ら二〇〇メートルの点

点オ 基点第三〇四号から邑久町長島古波止立石見通し線上基点第三  
〇四号から三〇〇メートルの点

点カ 基点第三〇六号から基点第三一〇号見通し線上基点第三〇六号  
から二〇〇メートルの点

二 関係地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島北地先

4 漁場の区域 基点第三一〇号、点ア、イ及び基点第七七号の各点を順次結んだ三

直線、基点第七六号、点ウ及び基点第三〇八号の各点を順次結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域

点の位置

- 基点第七六号 備前市日生町鴻島タノズケ(峰の頭) 鼻突端に設置し
- 基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
- 基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識
- 基点第三〇七号 瀬戸内市邑久町長島北端日の出鼻に設置した標識
- 基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識
- 基点第三一〇号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識
- 基点第三一一号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識
- 基点第三二〇号 瀬戸内市邑久町虫明古世の鼻北端防波堤基部

- 点ア 基点第三一〇号から基点第三一一号見通し延長線と、基点第三二〇号から基点第三〇七号見通し線との交差点
- 点イ 基点第三〇七号から基点第三二〇号見通し線上基点第三〇七号から二〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第七六号から基点第一〇二号見通し線と、基点第三〇八号から日生町頭島南東端見通し線との交差点

二 関係地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、イ及び基点第七七号の各点を順次結んだ三直

線と最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域

点の位置

- 基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
- 基点第三〇五号 瀬戸内市邑久町虫明塚ヶ鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第七〇号から邑久町虫明鴻島頂見通し線上基点第七〇号から二〇〇メートルの点
- 点イ 基点第七七号から基点第三〇五号見通し線上基点第七七号から三〇〇メートルの点

二 関係地区 瀬戸内市邑久町及び備前市日生町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島南及び尻海地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、

河川、溝渠等の区域を除く。

(1) 基点第三〇八号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第四〇二号の各点を順次結んだ六直線、基点第三二八号及び基点第三一九号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域

点の位置

- 基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識
- 基点第三一二号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識
- 基点第三一三号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第三二五号 瀬戸内市邑久町尻海旧錦海産業株式会社潮止えん堤排水口から南えん堤上三〇〇メートルの地点に設置した標識

基点第三二八号 瀬戸内市邑久町虫明瀬海産船場突端西角に設置した標識

基点第三二九号 瀬戸内市邑久町虫明瀬海産船場突端西角に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海産業株式会社潮止えん堤上に設置した標識

点ア 基点第三〇八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、基点第三二二号から備前市日生町大多府島南端見通し線との

交差点

点イ 基点第三二二号から瀬戸内市牛窓町鼠島東端見通し線と、基点第三二二号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

点ウ 基点第三二二号から牛窓町下後瀬見通し線と基点第三二二号から四〇〇メートルの点

点エ 基点第三二五号から点ウ見通し線上基点第三二五号から三〇〇メートルの点

点オ 基点第四〇二号から牛窓町鼠島北端見通し線と基点第四〇二号から三〇〇メートルの点

(2) 点ア及びイを結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

点ア 瀬戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北東防波堤突端

点イ 瀬戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北西防波堤突端

二 関係地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業  
つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島地先

4 漁場の区域 基点第四三〇号を中心にして半径一五〇メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四三〇号 瀬戸内市牛窓町鼠島頂に設置した標識

二 関係地区 瀬戸内市邑久町及び牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、イ及び基点第七七号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第三〇五号 瀬戸内市邑久町虫明塚ヶ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から瀬戸内市邑久町虫明鼠島頂見通し線上基点第七〇号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第七七号から基点第三〇五号見通し線上基点第七七号から三〇〇メートルの点

- 二 関係地区 瀬戸内市邑久町及び備前市日生町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町地先

4 漁場の区域 基点第三〇一号、点ア、イ、基点第七〇号、点ウ、エ及び基点第七

七号の各点を順次結んだ六直線、基点第七六号、点オ、カ、キ及び基点第三一二号の各点を順次結んだ四直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第三三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
- 基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第七六号 備前市日生町鴻島タコズケ(峰の頭)鼻突端に設置した標識
- 基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
- 基点第一〇二号 備前市日生町大府島北西イノコ岩に設置した標識
- 基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第二〇二号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識
- 基点第二〇三号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
- 基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
- 基点第三〇五号 瀬戸内市邑久町虫明塚ケ鼻突端に設置した標識
- 基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識
- 基点第三一二号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識
- 基点第三一三号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

- 点ア 基点第三〇一号から基点第二〇三号見通し線と、基点第二〇一号から備前市久々井官山高見通し線との交差点
  - 点イ 基点第二〇一号から備前市久々井官山高見通し線と、基点第七〇号から基点第二〇二号見通し線との交差点
  - 点ウ 基点第七〇号から瀬戸内市邑久町鶴島頂見通し線上基点第七〇号から二〇〇メートルの点
  - 点エ 基点第七七号から基点第三〇五号見通し線上基点第七七号から二八〇メートルの点
  - 点オ 基点第七六号から基点第一〇二号見通し線と、点カから基点第三三三号見通し線との交差点
  - 点カ 基点第三〇八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、基点第三一二号から日生町大府島南端見通し線との交差点
  - 点キ 基点第三一二号から瀬戸内市宍町鼠島東端見通し線と、基点第三一二号から日生町大府島南端見通し線との交差点
- 二 関係地区 瀬戸内市邑久町
  - 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
  - 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

- (1) 基点第三一二号、点ア及び基点第四〇四号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置

基点第三二二号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識  
基点第四〇四号 瀬戸内市牛窓町牛窓網崎北東端に設置した標識  
基点第四〇五号 瀬戸内市牛窓町鼠島東端に設置した標識

(2) 点ア及びイとを結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

点ア 瀬戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北東防波堤突端

点イ 瀬戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北西防波堤突端

二 関係地区 瀬戸内市邑久町及び牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年の三月三十一日まで

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先

4 漁場の区域 基点第四〇三号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点第四一六号及び基点第四一〇号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第三二四号 瀬戸内市邑久町尻海太鼓石ノ鼻太鼓岩に設置した標識

基点第三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識

基点第四〇二二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識

基点第四〇三三号 瀬戸内市牛窓町旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上、基点第四〇二二号から南へ三〇〇メートルの地点に設置した標識

基点第四〇四四号 瀬戸内市牛窓町牛窓網崎北東端に設置した標識

基点第四〇六号 瀬戸内市牛窓町上筏燈台

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町西防波堤基部に設置した標識

基点第四一三三号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

基点第四一六号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識

基点第四一七号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識

基点第四一九号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二二二号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識

基点第四二二三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

点ア 基点第三一四号から基点第四〇四号見通し線と基点第四〇二二号から瀬戸内市牛窓町鼠島北端見通し線との交差点

点イ 基点第四〇六号から基点第三三六号見通し線と、点アから牛窓町鼠島北端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第四〇四号から基点第四〇六号見通し延長線と、基点第四一三三号から邑久町木島東南端見通し線との交差点

点エ 基点第四〇四号から牛窓町青島東端見通し延長線と、基点第四一七号から牛窓町青島南東端見通し延長線との交差点

点オ 基点第四一九号から真方位一八〇度見通し線と、基点第四二〇号から牛窓町黄島早崎突端見通し延長線との交差点

点カ 基点第四二二二号から牛窓町鹿忍城ヶ鼻見通し線と、基点第四一三三号から牛窓町黒島早崎西端見通し延長線との交差点

点キ 基点第四一六号から牛窓町黒島早崎北端見通し延長線と、基点第四二二三号から牛窓町黒島早崎西端見通し線との交差点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年の三月三十一日まで

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第四一〇号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第六〇一号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町西防波堤基部に設置した標識

基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ南端に設置した標識

基点第四二二三号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場西端に設置した標識

基点第四二二三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

基点第四二四号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四六六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第四二二三号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点

第四二三号から基点第四六六号見通し線との交差点

点イ 基点第四二二三号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点

第四二四号から基点第四二〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第

四二五号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第六〇一号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線と、基

点第四二五号から玉野市番田鉾島南端見通し線との交差点

(2) 基点第四二三号、点オ及び点カの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場

西端に設置した標識

基点第四六六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点オ 基点第四二三号から基点第四六六号見通し線と、牛窓町鹿忍

歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七一)見通し線と

の交差点

点カ 牛窓町鹿忍歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七

一)見通し線と牛窓町牛窓給戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

二 関係地区

瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日

平成二十五年九月一日

四 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間

告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓ムシロ江地先

4 漁場の区域 基点第四三三三号及び点アを結んだ直線、基点第四〇九号及び基点第

四〇八号を結んだ直線及び基点第四三三三号から基点第四六五号の間に

おける最大高潮時海岸線から沖出し七〇メートルの線と最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四〇九号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第四一〇号から真方位九〇度見通し線上基点第四一〇号から七〇メートルの点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島北地先

4 漁場の区域 基点第四一〇号及び点アを結んだ直線、基点第四〇八号及び点イを結んだ直線及び基点第四一〇号から基点第四〇八号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓南端に設置した標識

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四一〇号から基点第四〇八号見通し線上基点第四一〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第四一〇号から基点第四〇八号見通し線上基点第四一〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第四三三八号から基点第四〇七号見通し線上基点第四三三八号から五〇メートルの点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つぼ網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町東地先

4 漁場の区域 基点第四〇二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第四〇八号の各点を順次結んだ五直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三三三三号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第三三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海産業株式会社湖止えん堤上に設置した標識

基点第四〇四号 瀬戸内市牛窓町牛窓細崎北東端に設置した標識

基点第四〇六号 瀬戸内市牛窓町上筏燈灯台

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四一〇号から瀬戸内市牛窓町東端見通し線と、基点第四一〇号から基点第三三三三号見通し線との交差点

点イ 基点第四一〇号から基点第四〇六号見通し線と、基点第四一〇号から基点第三三三三号との交差点

点ウ 基点第四一〇号から基点第四〇二号見通し線と、基点第四一〇号から基点第三三三三号との交差点

点エ 基点第四一〇号から基点第四〇八号見通し線と、基点第四一〇号から基点第三三三三号との交差点

- 点ウ 基点第四〇一号から牛窓町黒島北端見通し延長線と、基点第四〇六号から基点第三三六号見通し線との交差点
- 点エ 基点第四〇四号から基点第四〇六号見通し延長線と、第四一三三号から邑久町木島東南端見通し線との交差点
- 二 関係地区 瀬戸内市牛窓町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第四七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島地先
- 4 漁場の区域 基点第四一一号、点ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第四一六号の  
各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第四〇四号 瀬戸内市牛窓町牛窓船崎北東端に設置した標識
- 基点第四〇六号 瀬戸内市牛窓町上夜福灯台
- 基点第四一一号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
- 基点第四一二号 瀬戸内市牛窓町前島火番ノ鼻北端に設置した標識
- 基点第四一三号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 基点第四一六号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識
- 基点第四一七号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識
- 基点第四一九号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識
- 基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第四二一号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識
- 基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

- 基点第四五〇号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識
- 点ア 基点第四一二号から基点第四〇六号見通し線と、基点第四一二三号から基点第四〇四号見通し線との交差点
- 点イ 基点第四〇四号から基点第四〇六号見通し延長線と、基点第四一三三号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第四一七号から牛窓町青島西北端見通し延長線と、点イから点エの見通し線との交差点
- 点エ 基点第四〇四号から牛窓町青島東北端見通し延長線と、基点第四一七号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点
- 点オ 基点第四一九号から真方位一八〇度見通し線と、基点第四二〇号から基点第四五〇号見通し延長線との交差点
- 点カ 基点第四一二号から瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻突端見通し線と、基点第四二三号から牛窓町黒島百尋磯西端見通し延長線との交差点
- 点キ 基点第四一六号から牛窓町黒島百尋磯北端見通し延長線と、基点第四二三号から牛窓町黒島百尋磯西端見通し線との交差点
- 二 関係地区 瀬戸内市牛窓町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第四八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先
- 4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域
- (1) 基点第四一〇号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第六〇一号の各点を順次結んだ五



直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓西町防波堤基部に設置した標識

基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧橋和カーボン株式会社岡山工場南端西端に設置した標識

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町忍忍馬立鼻突端に設置した標識

基点第四二四号 瀬戸内市牛窓町忍忍サカケノ鼻突端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町忍忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四六六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第四二二号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第四二三号から基点第四六六号見通し線との交差点

点イ 基点第四二二号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第四二四号から基点第四二〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第四二五号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第六〇一号から岡山市東区大島神鼓島東端見通し線と、基点第四二五号から玉野市番田鉾島南端見通し線との交差点

点オ 基点第四二二号、点オ及び点カの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧橋和カーボン株式会社岡山工場南端西端に設置した標識

基点第四六六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点オ 基点第四二二号から基点第四六六号見通し線と、牛窓町忍忍馬歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七一)見通し線との交差点

点カ 牛窓町忍忍馬歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七一)

(一) 見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

地網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町東地先

4 漁場の区域 基点第四〇四号、点ア、イ、ウ及び基点第四〇八号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第三一三号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第四〇四号 瀬戸内市牛窓町牛窓網崎北東端に設置した標識

基点第四〇五号 瀬戸内市牛窓町黒島東端に設置した標識

基点第四〇六号 瀬戸内市牛窓町上筏燈台

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓南南端に設置した標識

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一三号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

点ア 基点第四〇四号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線と、基点第四〇五号から基点第三一三号見通し線との交差点

点イ 基点第四〇四号から基点第四〇六号見通し延長線と、基点第四一三号から邑久町木島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第四〇七号から牛窓町下筏燈北端見通し延長線と、基点第四一三号から邑久町木島南東端見通し線との交差点

- 二 関係地区 瀬戸内市牛窓町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島地先

4 漁場の区域 基点第四一〇号、点ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第四一六号の

各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四〇四号 瀬戸内市牛窓町牛窓崎北東端に設置した標識

基点第四〇六号 瀬戸内市牛窓町上後燈台

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四一二号 瀬戸内市牛窓町前島火番ノ鼻北端に設置した標識

基点第四一三号 瀬戸内市牛窓町前島代崎東端に設置した標識

基点第四一六号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識

基点第四一七号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識

基点第四一九号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

基点第四五〇号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識

点ア 基点第四一二号から基点第四一六号見通し線と、基点第四一二

号から基点第四一〇四号見通し線との交差点

点イ 基点第四一〇四号から基点第四一〇六号見通し延長線と、基点第四

一 三号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線との交差点  
点ウ 基点第四一七号から牛窓町青島西北端見通し延長線と、点イか  
ら点エの見通し線との交差点

点エ 基点第四〇四号から牛窓町青島北東端見通し延長線と、基点第

四一七号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点

点オ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四

九号から真方位一八〇度見通し線との交差点

点カ 基点第四二二号から瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻突端見通し線

と、基点第四二三号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し延長線との

交差点

点キ 基点第四一六号から牛窓町黒島百尋礁北西端見通し延長線と、

基点第四二三号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し延長線との交差

点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第四一〇号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第六〇一号の各点を順次結んだ五

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域

は除く。

点の位置

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町牛窓西防波堤基部に設置した標識  
 基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ボクラ崎南端に設置した標識  
 基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場西端に設置した標識

西端に設置した標識

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町鹿野立鼻突端に設置した標識  
 基点第四二四号 瀬戸内市牛窓町鹿野サカケノ鼻突端に設置した標識  
 基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿野城ヶ鼻南端に設置した標識  
 基点第四六六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識  
 基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第四二三号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第四二四号から基点第四二〇号見通し線との交差点

点イ 基点第四二三号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第四二四号から基点第四二〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第四二五号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第六〇一号から岡山市東区犬島神波島東端見通し線と、基点第四二五号から玉野市番田峠島南端見通し線との交差点

(2) 基点第四二三号、点オ及び点カの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場西端に設置した標識

西端に設置した標識

基点第四六六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点オ 基点第四二三号から基点第四六六号見通し線と、牛窓町鹿野歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七二)見通し線との交差点

点カ 牛窓町鹿野歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七二)見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第四一一号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

点ア 基点第四一一号から瀬戸内市牛窓町上後磯燈台見通し線上基点第四一一号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四〇四号 瀬戸内市牛窓町牛窓橋崎北東端に設置した標識  
基点第四一七号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識  
基点第四一八号 瀬戸内市牛窓町黄島港防波堤突端に設置した標識  
基点第四二六号 瀬戸内市牛窓町青島北端に設置した標識

点ア 基点第四一七号から瀬戸内市牛窓町前島網代崎南端見通し延長線と、基点第四二六号から牛窓町牛窓源十のハゲの高見通し線との交差点

点イ 基点第四一七号から牛窓町前島網代崎南端見通し延長線と、基点第四二六号から基点第四〇四号見通し線との交差点

点ウ 基点第四一八号から牛窓町青島北西端見通し延長線と、基点第四二六号から基点第四〇四号見通し線との交差点

点エ 基点第四一八号から牛窓町青島北西端見通し延長線と、基点第四二六号から牛窓町牛窓源十のハゲの高見通し線との交差点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町青島北東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第三一三号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第四一三号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

基点第四一七号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識  
基点第四一九号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

点ア 基点第四一九号から瀬戸内市牛窓町青島南東端見通し延長線と、基点第四一三号から牛窓町青島北端見通し線との交差点

点イ 基点第三一三号から牛窓町黄島西端見通し延長線と、基点第四一九号から瀬戸内市牛窓町青島南東端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第三一三号から牛窓町黄島西端見通し延長線と、基点第四一七号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点

点エ 基点第四一三号から牛窓町青島北端見通し延長線と、基点第四一七号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黄島東地先

4 漁場の区域 点アを中心半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第四一九号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

点ア 基点第四一九号から真方位五〇度見通し線上基点第四一九号から八五〇メートルの点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黄島南西地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線によって

囲まれた区域

点の位置

基点第四一四号 瀬戸内市牛窓町前島船原に設置した標識

基点第四一五号 瀬戸内市牛窓町前島小崎突端に設置した標識

基点第四一九号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二七号 瀬戸内市牛窓町牛窓浦新防波堤中間部に表示した標識

基点第四二九号 瀬戸内市牛窓町黄島波止鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四一九号から瀬戸内市牛窓町黄島中崎南端見通し延長線

と、基点第四一五号から牛窓町黄島西端見通し延長線との交差点

点イ 基点第四一九号から牛窓町黄島中崎見通し延長線と、基点第四

二七号から牛窓町前島南西端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第四一四号から牛窓町黄島枇杷ノ首北西端見通し延長線

と、基点第四二七号から牛窓町前島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第四一四号から牛窓町黄島枇杷ノ首北西端見通し延長線

と、基点第四二九号から基点第四二〇号見通し線との交差点

点オ 基点第四一五号から牛窓町黄島西端見通し延長線と、基点第四

二九号から基点第四二〇号見通し線との交差点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島南西地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第四二八号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島南端に設置した標識

点ア 基点第四二八号から真方位一六五度見通し線上基点第四二八号

から三五〇メートルの点

二 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓瀬戸

4 漁場の区域 基点第四〇八号及び基点第四一二号を結んだ直線、基点第四一〇号

及び基点第四一六号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一〇号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識

基点第四一一号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四一六号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識

一 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と一文字防波堤と

によって囲まれた区域

点の位置

点ア 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波堤東側突端

に設置した標識

点イ 点アから真方位四八度見通し線上点アから七〇メートルの点

点ウ 点エから真方位四八度見通し線上点エから七〇メートルの点

点エ 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波堤西側突端

に設置した標識

一 関係地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし、あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第

四二五号から二、〇〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上点アか

ら一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点エから一、七

〇〇メートルの点

点エ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六一七号

から一、一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし、あおのり漁業

十一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正備、久々井及び宝伝地先

4 漁場の区域 基点第六〇一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第六二〇号の

各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六二〇号 岡山市東区正備津果鼻突端に設置した標識

基点第六二二号 岡山市東区正備、南水門町界に設置した標識

基点第六二二号 岡山市東区水門町亀岩

基点第六二三号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

議

基点第六七二号 岡山市東区正備マリンマサギ西禮岸北西角に設置した標識

基点第八二三号 岡山市南区小串宝鏡山東山麓南東端に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第六〇一号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線上基点第六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線上

基点第六一七号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第六七二号から基点第八二七号見通し線上基点第六七二号

から五〇〇メートルの点

点エ 基点第六二三号から基点第八二三号見通し線と、基点第六七二

号から岡山市東区鳩島高見通し線との交差点

点オ 基点第六二一号から基点第六二三号見通し線と、基点第六二二

号から基点第八二三号見通し線との交差点

号から基点第八二三号見通し線との交差点

点カ 基点第六二一号から基点第六二三号見通し線と、基点第六二二

号から基点第六二〇号見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

しじみ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西大寺新及び乙子地先

4 漁場の区域 基点第六二二号、点ア、イ、基点第六三三三号及び基点第六三三三号の

各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三二二号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識

基点第六三三三号 岡山市東区西大寺新干田川左岸河口に設置した標識

基点第六三三三号 岡山市東区西大寺新干田川右岸河口吉井川堤防に設置した標識

基点第六三五五号 岡山市東区金岡東町三丁目日本エクストラ工業株式会社西大

寺工場南端堤防内石燈籠

点ア 基点第六三二二号から基点第六三五五号見通し線上基点第六三二二

から二〇〇メートルの点

点イ 基点第六三三三号から岡山市東区金岡東三丁目日本エクストラ工

業株式会社西大寺工場第一樋門見通し線上基点第六三三三号から二

〇〇メートルの点

- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第六三二号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
はまぐり漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先
  - 4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識
  - 基点第六二五号 岡山市東区西幸西海水浴場堤防南端から北へ一〇〇メートルの点に設置した標識
  - 基点第六二八号 岡山市東区西幸西比古岩灯標中央
  - 基点第六三一号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識
  - 基点第六三六号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤中部曲角部角に設置した標識
  - 基点第六二〇号 岡山市南区小串和光機工株式会社護岸北西角に設置した標識
- 点ア 基点第六三六号から基点第六二五号見通し線と、基点第六三一  
号から基点第六二〇号見通し線との交差点
- 点イ 基点第六三六号から基点第六二五号見通し線と、基点第六二八  
号から玉野市東尼町八火岩山立石見通し線との交差点
- 点ウ 基点第六二八号から玉野市番田八丈岩山立石見通し線と、基点  
第六二四号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤南東端見通し線と  
の交差点
- 点エ 基点第六三一号から基点第六二〇号見通し線と、基点第六二四

- 二 関係地区 岡山市  
号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤南東端見通し線との交差点
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第六四号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
しゃこ、えむし、しじみ、あさり、はまぐり漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先
  - 4 漁場の区域 点ア、イ、基点第六二八号、点ウ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第六二八号 岡山市東区西幸西比古岩灯標中央
  - 基点第六二九号 岡山市東区西幸西ポン山南護岸北端に設置した標識
  - 基点第六三一号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識
  - 基点第六三七号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈電
  - 基点第六四四号 岡山市東区九幡九幡水位観測所
- 点ア 基点第六二九号から基点第六四四号見通し線上点イから三五〇  
メートルの点
- 点イ 基点第六二九号から基点第六四四号見通し線と、基点第六三  
号から基点第六二八号見通し線との交差点
- 点ウ 基点第六二八号から基点第六三七号見通し線上基点第六二八号  
から二五〇メートルの点
- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで



五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市地先

4 漁場の区域 基点第八〇六号及び基点第八〇七号を結んだ直線、基点第八〇三号、

点イ、ア及び基点第八三三号の各点を結んだ三直線並びに最大高潮時  
海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八〇二号 岡山市中区江並三橋港北防波堤突端に設置した標識

基点第八〇三号 岡山市中区江並旧渡船場に設置した標識

基点第八〇六号 岡山市中区板橋一丁目岡山ガス株式会社荷揚げ場防波堤基部  
に設置した標識

基点第八〇七号 岡山市中区七日市東町旧渡船場ガソリン角に設置した標識

基点第八〇八号 岡山市南区福島一丁目住吉神社南東端懸電

基点第八三三号 岡山市南区海岸通一丁目旭川右岸株式会社クラレ岡山事業所  
岸壁南東端に設置した標識

点ア 基点第八三三号から基点第八〇二号見通し線と、基点第八〇八  
号から岡山市旭川河口積石の石柱に設置した標識見通し線との交

差点

点イ 基点第八〇八号から岡山市旭川河口積石の石柱見通し線と、基  
点第八〇三号から玉野市常山の高頂(三〇七・二)見通し線との

交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

4 漁場の区域 基点第八〇一号及び基点第八二八号を結んだ直線、基点第八二九号、  
点ア及び基点第六三八号の各点を結んだ二直線並びに最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置  
基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識  
基点第八〇一号 岡山市中区神元百圓川樋南西角に設置した標識  
基点第八一八号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識  
基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵科に設置した標識  
基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識  
点ア 基点第六三八号から基点第八一八号見通し線と、基点第八二九  
号から岡山市東区鳩島南端見通し線との交差点

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

4 漁場の区域 基点第八〇一号及び基点第八二八号を結んだ直線、基点第八二九号、  
点ア及び基点第六三八号の各点を結んだ二直線並びに最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第八〇一号 岡山市中区神元百圓川樋南西角に設置した標識

基点第八一八号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵科に設置した標識

基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

点ア 基点第六三八号から基点第八一八号見通し線と、基点第八二九  
号から岡山市東区鳩島南端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

4 漁場の区域 基点第八〇一号及び基点第八二八号を結んだ直線、基点第八二九号、  
点ア及び基点第六三八号の各点を結んだ二直線並びに最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置  
基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識  
基点第八〇一号 岡山市中区神元百圓川樋南西角に設置した標識  
基点第八一八号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識  
基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵科に設置した標識  
基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識  
点ア 基点第六三八号から基点第八一八号見通し線と、基点第八二九  
号から岡山市東区鳩島南端見通し線との交差点

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区阿津及び小串地先

4 漁場の区域 基点第八一八号及び点ア、基点第八二六号及び点イをそれぞれ結ん

だ直線並びに基点第八一八号及び基点第八二六号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正徳マリノマサギ西離岸北西角に設置した標識

基点第八一八号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

基点第八二六号 岡山市南区小串東米崎北端に設置した標識

点ア 基点第八一八号から基点第六三八号見通し線上基点第八一八号

から五〇メートルの点

点イ 基点第八二六号から基点第六七二号見通し線上基点第八二六号

から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎及び相引地先

4 漁場の区域 基点第八二七号及び点ア、基点第九一九号及び点イをそれぞれ結ん

だ直線並びに基点第八二七号及び基点第九一九号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第九一九号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識

点ア 基点第八二七号から大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第八二

七号から五〇メートルの点

点イ 基点第九一九号から真方位一五二度見通し線上(香川県小豆郡

土庄町豊島田虹山高見通し線)基点第九一九号から五〇メートル

の点

二 関係地区 岡山市南区小串

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西大寺浜、西大寺新、乙子及び西垂西地先

4 漁場の区域 基点第六二四号及び点ア、基点第六三四号及び点イをそれぞれ結ん

だ直線並びに基点第六二四号及び基点第六三四号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六二四号 岡山市東区西垂西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六三四号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識

基点第六四二号 岡山市東区西大寺中三丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した

標識

基点第六五八号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤突端南東端角に設置した標識

点ア 基点第六二四号から基点第六五八号見通し線上基点第六二四号

から五〇メートルの点

点イ 基点第六三四号から基点第六四二号見通し線上基点第六三四号

から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡、鞆田、升田及び沖元地先

4 漁場の区域 基点第六二五号と点ア、基点第六三七号と点イをそれぞれ結んだ直

線並びに基点第六三五号と基点第六三七号の間における最大高潮時海岸線

岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域及び基点第六

三七号と点ウ、基点第八〇一号と点エの間における最大高潮時海岸線

から沖出し一〇〇メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、河

川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六二八号 岡山市西幸西比古岩灯標

基点第六三五号 岡山市東区金岡東町三丁目日本エクストラ株式会社西大寺工

場南端堤防内石燈籠

基点第六三七号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基標燈籠

基点第六七七号 岡山市東区乙子永江川右岸河口突端に設置した標識

基点第八〇一号 岡山市中区神元百間川樋門南面角に設置した標識

基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識

点ア 基点第六三五号から基点第六七七号見通し線上基点第六三五号

から五〇メートルの点

点イ 基点第六三七号から基点第六二八号見通し線上基点第六三七号

から五〇メートルの点

点ウ

基点第六三七号から基点第六二八号見通し線上基点第六三七号

点エ 基点第八〇一号から基点第八二八号見通し線上基点第八〇一号

から一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市中区平井、江崎及び江並地先

4 漁場の区域 基点第八〇二号及び点ア、基点第八五二号及び基点第八三二号をそ

れぞれ結んだ直線並びに基点第八〇二号及び基点第八五二号の間にお

ける最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートルの線とによって囲まれ

た区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八〇二号 岡山市中区江並三幡港北防波堤突端に設置した標識

基点第八三二号 岡山市中区平井時木場南防波堤南西端角に設置した標識

基点第八三三号 岡山市南区海岸通一丁目旭川右岸株式会社クラレ岡山事業所

岸壁南東端に設置した標識

基点第八五二号 岡山市中区平井貯木場南防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第八〇二号から基点第八三三号見通し線上基点第八〇二号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区福島地先

4 漁場の区域 基点第八〇八号及び点ア、基点第八三三一号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第八〇八号及び基点第八三三一号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域

潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第八〇八号 岡山市南区福島一丁目住吉神社南東端燈籠

基点第八三三一号 岡山市南区海岸通一丁目株式会社クラレ岡山事業所排水樋門

防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第八〇八号から岡山市中区平井宮道ケレップ水制基部見通し線上基点第八〇八号から五〇メートルの点

点イ 基点第八三三一号から岡山市中区江笠送電鉄塔見通し線上基点第八三三一号から五〇メートルの点

八三三一号から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島地先

4 漁場の区域 基点第八二八号及び点ア、基点第八二九号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第八二八号及び基点第八二九号（高島東）の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域

基点第八〇一号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識

基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識

基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

基点第八四一号 岡山市南区宮浦宮浦港東堤防突端に設置した標識

点ア 基点第八二八号から基点第八〇一号見通し線上基点第八二八号から五〇メートルの点

点イ 基点第八二九号から基点第八四一号見通し線上基点第八二九号から五〇メートルの点

から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区郡、北浦、宮浦、阿津及び小串地先

4 漁場の区域 基点第八二七号及び点ア、基点第八五三号及び基点第八三〇号をそれぞれ結んだ直線並びに基点第八二七号から基点第八五三号の間における最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八三〇号 岡山市南区築港栄町岡山港西種門防波堤突端に設置した標識

基点第八五三号 岡山市南区築港栄町児島湖締切堤防北東詰に設置した標識

点ア 基点第八二七号から岡山市東区正徳飯盛岩高見通し線上基点第八二七号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば納漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正徳地先

4 漁場の区域 基点第六七二号、点ア、イ及び基点第六一九号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六一九号 岡山市東区正徳SECカーボン株式会社岡山工場堤防南西端に設置した標識

基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六四三号 岡山市東区西幸四イカ株式会社工場敷地堤防南角に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正徳マリンマサギ西離岸北西角に設置した標識

点ア 基点第六七二号から基点第六二四号見通し線上基点第六七二号から六〇〇メートルの点

点イ 基点第六一九号から基点第六四三号見通し線上基点第六一九号から三五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば納漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正徳、久々井及び宝伝地先

4 漁場の区域 基点第六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第六七二号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正徳マリンマサギ西離岸北西角に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第六〇一号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線上基点第六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線上基点第六一七号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第六七二号から基点第八二七号見通し線上基点第六七二号から五〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第四二五号から二、〇〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上点アから一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点エから一、七〇〇メートルの点

〇〇メートルの点

点エ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六一七号から一、一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区宮浦地先

4 漁場の区域 基点第八一四号、点ア及び基点第八一五号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠

等の区域は除く。

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識

基点第八一五号 岡山市南区宮浦小川干拓堤防西側北東端（第一曲角）に設置した標識

点の位置

点ア 基点第八一四号から岡山市東区鳩島南東端見通し線と、基点第八一五号から基点第六三八号見通し線との交差点

基点第六三八号見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七九号  
漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区北浦地先

4 漁場の区域 基点第八一〇号、点ア、イ及び基点第八一一号の各点を順次結んだ

三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八一〇号 岡山市南区北浦箱崎島の南西基部樋門北角に設置した標識

基点第八一一号 岡山市南区北浦箱崎島北西端に設置した標識

基点第八三五号 岡山市南区稲海築町岡山港西灯台

点ア 基点第八一〇号から基点第八三五号見通し線上基点第八一〇号

から二五〇メートルの点

点イ 基点第八一一号から岡山市南区海岸通一丁目株式会社クラレ岡

山事業所内送電鉄塔見通し線上基点第八一一号から一〇〇メー

ルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第八二三号、点ア及び基点第八二四号の各点を順次結んだ二直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠  
等の区域は除く。

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正徳マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第八二三号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第八二四号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第八二四号から基点第六七二号見通し線と、基点第八二三

号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区阿津地先

4 漁場の区域 基点第八一七号、点ア、イ及び基点第八一八号の各点を順次結んだ

三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、

溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識

基点第八一七号 岡山市南区宮浦小川干拓東堤防北西端角に設置した標識

基点第八一八号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

点ア 基点第八一七号から基点第六三八号見通し線と、基点第八一四

号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市  
点イ 基点第八一八号から基点第六三八号見通し線と、基点第八一四号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点

三 免許予定日 平成二十五年九月一日  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀、久々井及び宝伝地先

4 漁場の区域 基点第六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第六七二号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西側岸北西角に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第六〇一号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線上基点第六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線上

基点第六一七号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第六七二号から基点第八二七号見通し線上基点第六七二号から五〇〇メートル

関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第四二五号から二、〇〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上点アから一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度の線上点エから一、七〇〇メートルの点

点エ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六一七号から一、一〇〇メートルの点

関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八四号



2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

連網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 児島湾、吉井川及び旭川下流域

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる区域を除いた

区域

- (1) 基点第六七二号及び基点第八二七号を結んだ直線、基点第六三四号及び基点第六四二号を結んだ直線、基点第八〇四号及び基点第八〇五号を結んだ直線、基点第八〇二号及び点アを結んだ直線、基点第八三五号及び基点第八三六号を結んだ直線並びに児島湾、吉井川及び旭川の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第六三四号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識
- 基点第六四二号 岡山市東区西大寺中三丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識

標識

- 基点第六七二号 岡山市東区正徳マリンマサギ西隣岸北西角に設置した標識
- 基点第八〇二号 岡山市中区江並三幡港北防波堤突端に設置した標識
- 基点第八〇四号 岡山市北区小橋二丁目京橋東詰下流基部に設置した標識
- 基点第八〇五号 岡山市北区京橋町京橋西詰下流基部に設置した標識
- 基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台
- 基点第八三五号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台
- 基点第八三六号 岡山市南区築港元町岡山港東防波堤南西角に設置した標識

点ア 岡山市中区新築港三幡港南防波堤突端に設置した標識

- (2) 基点第六二〇号、点イ及び基点第六二二号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第六二〇号 岡山市東区正徳津果鼻突端に設置した標識
- 基点第六二二号 岡山市東区正徳・南水門町界に設置した標識
- 基点第六二二二号 岡山市東区水門町龜岩

基点第六二三号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

標識

- 点イ 基点第六二〇号から基点第六二二二号見通し線と、基点第六二三二号から基点第六二二二号見通し線との交差点

- (3) 基点第六二三号、点ウ及び基点第六四三三号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第六二二二号 岡山市東区正徳・南水門町界に設置した標識
- 基点第六二二二号 岡山市東区水門町龜岩
- 基点第六二三号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

標識

- 基点第六四三三号 岡山市東区西幸西テイク株式会社工場地帯防東角に設置した標識

- 点ウ 基点第六四三三号から基点第六二二二号見通し線と、基点第六二三二号から基点第六二二二号見通し線との交差点

- (4) 基点第八〇一号及び基点第八二八号を結んだ直線、点エ及び基点第八一九号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第八〇一号 岡山市中区神元百間川樋門南西角に設置した標識
- 基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識
- 基点第八一九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

- (5) 点ア、イ及び点を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 点ア 岡山市南区築港栄町第二号水門東防波堤突端
- 点イ 岡山市南区築港栄町第二号水門西防波堤突端

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つばね漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第八二七号、点ア、イ及び基点第八三八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八三八号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

点ア 基点第八二七号から岡山市東区犬島神竹ノ子島南端見通し線上

基点第八二七号から五〇メートルの点

点イ 基点第八三八号から真方位一五二度見通し線(香川県小豆郡豊島田虹山高見通し線)と、点アから基点第九〇二号見通し線との

交差点

二 関係地区 岡山市南区小串

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島神竹ノ子島南西地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径一〇〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第六一六号 岡山市東区犬島神竹ノ子島南端に設置した標識

点ア 基点第六一六号から玉野市石島北端見通し線上基点第六一六号

から一五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径一〇〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第六一三号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第六一三号から基点第六一七号見通し線上基点第六一三号

から一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島犬ノ島北地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第六一一号 岡山市東区大島犬ノ島北端に設置した標識

点ア 基点第六一一号から真方位〇度見通し線上基点第六一一号から

五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島神鼓島北地先

4 漁場の区域 基点第六〇三号を中心として半径五〇メートルの円によって囲まれ

た区域

点の位置

基点第六〇三号 岡山市東区大島神鼓島石北端に設置した標識

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島神鼓島東地先

4 漁場の区域 基点第六〇二号を中心として半径一〇〇メートルの円によって囲ま

れた区域

点の位置

基点第六〇二号 岡山市東区大島白石中央に設置した標識

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島神鼓島南地先

4 漁場の区域 基点第六〇五号、点ア、イ、ウ及び基点第六〇七号の各点を順次結

んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六〇五号 岡山市東区大島沖鼓島南東端(基点第六〇六号)から北へ一〇〇メートルの点に設置した標識

基点第六〇六号 岡山市東区大島沖鼓島南東端に設置した標識  
基点第六〇七号 岡山市東区大島沖鼓島南端に設置した標識

点ア 基点第六〇五号から真方位九〇度見通し線上基点第六〇五号から一五〇メートルの点

点イ 基点第六〇六号から真方位一三五度見通し線上基点第六〇六号から二〇〇メートルの点

点ウ 基点第六〇七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六〇七号から一五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島大ノ島北西地先

4 漁場の区域 基点第六一二号を中心として半径一〇〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第六一二号 岡山市東区大島大ノ島北西銅礮大石に設置した標識

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島沖竹ノ子島及び地竹ノ子島地先

4 漁場の区域 基点第六一五号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第六二九号の各点を順次結んだ七直線、基点第六四〇号及び基点第六四一号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六一五号 岡山市東区大島地竹ノ子島南東端に設置した標識

基点第六一六号 岡山市東区大島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第六三九号 岡山市東区大島沖竹ノ子島東端に設置した標識

基点第六四〇号 岡山市東区大島地竹ノ子島南端に設置した標識

基点第六四一号 岡山市東区大島沖竹ノ子島北西端に設置した標識

基点第六四五号 岡山市東区大島地竹ノ子島北西端に設置した標識

点ア 基点第六一五号から岡山市東区大島大ノ島北西端見通し線と、点イから大ノ島南東端見通し線との交差点

点イ 基点第六四五号から真方位〇度見通し線上基点第六四五号から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第六四五号から真方位二七〇度見通し線上基点第六四五号から一五〇メートルの点

点エ 基点第六一六号から真方位一八〇度見通し線上基点第六一六号から一〇〇メートルの点

点オ 点カから真方位一八〇度見通し線と、点エから岡山市東区大島南西端見通し線との交差点

点カ 基点第六三九号から岡山市東区大島南西端見通し線上基点第六三九号から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

- 一 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第九四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島東地先

4 漁場の区域 基点第六〇九号、点ウ、イ、ア及び基点第六一〇号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六〇三号 岡山市東区大島神鼓島指石北端に設置した標識

基点第六〇九号 岡山市東区大島鼓の口大石に設置した標識

基点第六一〇号 岡山市東区大島大島海水浴場東防波堤突端

基点第六一六号 岡山市東区大島神竹ノ子島南端に設置した標識

点ア 基点第六一〇号から真方位一八〇度見通し線と、基点第六一六号から岡山市東区大島神鼓島南端見通し線との交差点

点イ 基点第六一六号から岡山市東区大島神鼓島南端見通し線上点アから二〇メートルの点

点ウ 基点第六〇九号から基点第六〇三号見通し線上基点第六〇九号から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第九五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島北地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径五〇メートルの円によって囲まれた区域

基点第六〇八号 岡山市東区大島北端に設置した標識

点ア 基点第六〇八号から真方位〇度見通し線上基点第六〇八号から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第九六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島北地先

4 漁場の区域 基点第六四六号、点ア、イ及び基点第六四七号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六四六号 岡山市東区大島大島港西側護岸北端に設置した標識

基点第六四七号 岡山市東区大島中の谷東防波堤基脚に設置した標識

点ア 基点第六四六号から真方位〇度見通し線上基点第六四六号から

二〇〇メートルの点

点イ 基点第六四七号から真方位〇度見通し線上基点第六四七号から

二〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島犬ノ島北西地先

4 漁場の区域 点アを中心と半径一〇〇メートルの円で囲まれた区域

点の位置

基点第六一一号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第六一一号から岡山市南区小申米崎灯台見通し線と、基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線との交差

点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西幸西地先

4 漁場の区域 基点第六二六号、第六二七号、点ア、イ及び基点第六三〇号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六二六号 岡山市東区西幸西墓山大岩に設置した標識

基点第六二七号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識

基点第六二八号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第六三〇号 岡山市東区西幸西祇園港防波堤基部に設置した標識

基点第六四四号 岡山市東区九蟻九蟻水位観測所

点ア 基点第六二七号から基点第六二八号見通し線上基点第六二七号

から一〇〇メートルの点

点イ 基点第六三〇号から基点第六四四号見通し線上基点第六三〇号

から一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第九九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市旭川河口域

4 漁場の区域 基点第八二四号を中心として半径五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第八三四号 旭川河口積石石柱

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区北浦地先

4 漁場の区域 基点第八〇九号、点ア、イ、ウ及び基点第八〇九号の各点を順次結んだ四直線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八〇九号 岡山市南区北浦北浦漁港西防波堤突端石柱

基点第八一〇号 岡山市南区北浦箱崎島の南西基部極西北角に設置した標識

基点第八一一号 岡山市南区北浦箱崎島北西端に設置した標識

基点第八三五号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台

点ア 基点第八〇九号から岡山市南区海岸道一丁目株式会社クラレ岡山事業所内送電鉄塔を見通した線上基点第八〇九号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第八一〇号から基点第八三五号見通し線上基点第八一〇号から二〇〇メートルの点

点ウ 基点第八〇九号から基点第八一一号見通し線と、基点第八一〇号から基点第八三五号見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区阿津地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径七〇メートルの円で囲まれた区域

点の位置

基点第八一九号 岡山市南区阿津ツブシ灯台

点ア 基点第八一九号から嶋島東端見通し線上基点第八一九号から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第八二五号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第九〇一号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第六七二号 岡山市東区正徳マリンマサギ西側岸北西角に設置した標識
- 基点第八二五号 岡山市南区小串西米崎山麓東北端に設置した標識
- 基点第八二六号 岡山市南区小串東米崎北端に設置した標識
- 基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台
- 基点第八五四号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識

- 点ア 基点第八二五号から基点第六七二号見通し線上基点第八二五号から一〇〇メートルの点
- 点イ 基点第八二六号から基点第六七二号見通し線上基点第八二六号から五〇メートルの点

- 点ウ 基点第八二七号から岡山市東区久々井大浦鼻見通し線上基点第八二七号から五〇メートルの点
- 点エ 基点第九〇一号から真方位一八〇度見通し線上基点第九〇一号から一〇〇メートルの点

- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一〇三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業
- 3 漁場の位置 玉野市胸上地先  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第九〇三号、点ア、イ及び基点第九〇七号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第九〇三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識
- 基点第九〇六号 玉野市胸上波張崎東側将棋の駒に設置した標識
- 基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

- 点ア 基点第九〇六号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第九〇六号から一〇〇メートルの点
- 点イ 基点第九〇七号から玉野市大経島東端見通し線上基点第九〇七号から一〇〇メートルの点

- 二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼及び石島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一〇四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業
- 3 漁場の位置 玉野市沼地先  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第一〇〇二号、点ア、イ、ウ、基点第九一〇号及び基点第一〇五号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識
- 基点第九一〇号 玉野市小蛭島々頂に設置した標識
- 基点第一〇〇二号 玉野市東野崎こう頭防波堤突端に設置した標識
- 基点第一〇〇三号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識
- 基点第一〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識
- 基点第一〇〇五号 玉野市沼出崎南端に設置した標識



- 点ア 基点第一〇〇二号から基点第九〇七号見通し線上基点第一〇〇二号から一〇〇メートルの点
  - 点イ 基点第一〇〇三号から基点第九〇七号見通し線上基点第一〇〇三号から一五〇メートルの点
  - 点ウ 基点第一〇〇四号から玉野市大蛇島北端見通し線上基点第一〇〇四号から五〇メートルの点
- 二 関係地区 玉野市胸上、樫岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼及び出崎
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一〇五号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 玉野市沼地先
  - 4 漁場の区域 基点第一〇三二号、点ア及び基点第一〇〇六号を結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一〇〇六号 玉野市沼出崎獅子ヶ鼻突端に設置した標識
  - 基点第一〇〇七号 玉野市後閑笠石の鼻突端に設置した標識
  - 基点第一〇三二号 玉野市沼船越に設置した標識（沼と後閑との境界）
  - 点ア 基点一〇〇六号から基点一〇〇七号見通し線と基点一〇三二号から玉野市後閑投石見通し線との交差点
- 二 関係地区 玉野市胸上、樫岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼及び出崎
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第一〇六号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 玉野市番田、胸上及び岡山市南区小串地先
  - 4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域  
(1) 基点第八二七号、点ア、イ、ウ、基点第九三七号及び基点第九〇六号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、滑渠等の区域を除く。
- 点の位置
- 基点第六一八号 岡山市東区正儀切石鼻立石に設置した標識
  - 基点第六五六号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識
  - 基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台
  - 基点第九〇六号 玉野市胸上波瀬崎東側標榜の胸に設置した標識
  - 基点第九三七号 玉野市坊子島島頂に設置した標識
  - 点ア 基点第八二七号から基点第六一八号見通し線と、岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠から香川県小豆郡土庄町宮崎見通し線との交差点
  - 点イ 岡山市九幡九幡港東防波堤基部燈籠から香川県小豆郡土庄町宮崎見通し線と、基点第六五六号から玉野市沼出崎東端見通し線との交差点
  - 点ウ 基点第九三七号から東方位一三五度五〇分見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虹山高見通し線）と、基点第六五六号から出崎東端見通し線との交差点
- (2) 基点第九三五号、点エ、オ及び基点第九三六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置

- (2) 基点第九三五号、点エ、オ及び基点第九三六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置

基点第九三五号 玉野市番田字鍋籠二九七二番地先に設置した標識  
基点第九三六号 玉野市番田字鍋籠二九三七番地先に設置した標識

点エ 基点第九三五号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上  
基点第九三五号から四三〇メートルの点

点オ 基点第九三六号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上  
基点第九三六号から四五〇メートルの点

5 制限又は条件 魚類を感嚇して操業してはならない。

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、樫岡、東田井地、西田井地、

山田、東野崎、沼、石島、後開、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、

向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、波川及び岡山市南区小串

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇七号

2 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

連網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市胸上から沼に至る地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第九〇六号、第九三七号、点ア、イ、ウ及び基点第九〇八号の各点を順次結んだ五直線、基点第九〇九号、点エ及び基点第一〇三二号の各点を順次結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第六五六号 岡山市東区正徳金山(飯盛岩)南端に設置した標識

基点第九〇六号 玉野市胸上波張崎東側將棋の駒に設置した標識

基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第九〇八号 玉野市石島北東岡山県・香川県界に設置した標識  
基点第九〇九号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第九三七号 玉野市坊子島島頂に設置した標識

基点第一〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

基点第一〇三二号 玉野市沼船越に設置した標識(沼と後開との境界)

点ア 基点第九三七号から真方位一三五度五〇分見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)と、基点第一〇〇四号から基点第六五六号見通し線との交差点

点イ 基点第九〇七号から香川県小豆郡土庄町豊島旧飛崎西端見通し線と、基点第一〇〇四号から基点第六五六号見通し線との交差点

点ウ 基点第九〇八号から真方位六〇度見通し線と、基点第九〇七号から香川県小豆郡土庄町豊島旧飛崎西端見通し線との交差点

点エ 基点第九〇九号から玉野市田井慈照院大層根西端見通し線と、基点第一〇三二号から玉野市後開投石見通し線との交差点

点オ 基点第九二二四号、点ア、イ及び基点第九二二八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第九二二四号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ一四〇メートルの点に設置した標識

基点第九二二八号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ七〇メートルの点に設置した標識

基点第九二二九号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ七九〇メートルの点に設置した標識

基点第九三〇号 玉野市胸上波張崎南西端に設置した標識

点ア 基点第九二九号から基点第九三〇号見通し線と、基点第九二四号から玉野市石島石島港東側防波堤基部見通し線との交差点

点イ 基点第九二九号から基点第九三〇号見通し線と、基点第九二八号から香川県小豆郡土庄町豊島官崎北東端見通し線との交差点

5 制限又は条件 魚類を成魚として操業してはならない。

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、

山田、東野崎、沼、石島、後開、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、

向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び浜川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第九一九号、点ア、イ及び基点第九〇二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎燈台

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第九一九号 玉野市番田相引川右岸河口えん堀北東端角に設置した標識

点ア 基点第九一九号から真方位一五二度見通し線(香川界小豆郡豊島旧趾山高見通し線)と、点イから基点第八二七号見通し線との

交差点

点イ 基点第九〇二号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九〇二号から二〇メートルの点

(2) 基点第九三五号、点ウ、エ及び基点第九三六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第九三五号 玉野市番田字鎮路二九七二番地先に設置した標識

基点第九三六号 玉野市番田字鎮路二九三七番地先に設置した標識

点ウ 基点第九三五号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九三五号から四三〇メートルの点

点エ 基点第九三六号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九三六号から四五〇メートルの点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼及び石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市後開、大藪及び田井地先

4 漁場の区域 基点第一〇〇八号、点ア及び基点第一〇一六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一〇〇八号 玉野市後開ゴマノ浦狭橋北端に設置した標識

基点第一〇一三号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

基点第一〇一四号 玉野市田井五丁目野々浜防波堤突端に設置した標識

基点第一〇一六号 玉野市田井重崎突端一本石に設置した標識

点ア 基点第一〇一三号から基点第一〇一六号見通し線と、基点第一〇〇八号から基点第一〇一四号見通し線との交差点

二 関係地区 玉野市後開、大藪、田井、築港及び宇野

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一〇号

2 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市後瀬から玉に至る地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

(1) 基点第一〇三二号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第一二〇二号の各点を順次結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置

基点第九〇九号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第一〇〇九号 玉野市後瀬比須の鼻に設置した標識

基点第一〇一六号 玉野市田井重崎突端一本石に設置した標識

基点第一〇一八号 玉野市宇野三丁目ナキンダ鼻南端に設置した標識

基点第一〇二四号 玉野市宇野三丁目玉野浄化センター南護岸角(旧瀬越鼻突端)

基点第一〇三二号 玉野市沼船越に設置した標識(沼と後瀬との境界)

基点第一二〇二号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇二号 倉敷市堅場島南端に設置した標識

点ア 基点第九〇九号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、

基点第一〇三二号から玉野市後瀬投石見通し線との交差点

点イ 基点第九〇九号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、

基点第一〇〇九号から玉野市築港タヌキ山高見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇一六号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線

と、基点第一〇〇九号から玉野市築港タヌキ山高見通し線との交差点

点エ 基点第一〇一六号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線

と、基点第一〇二四号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し

線との交差点

点オ 基点第一〇二四号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線

と、基点一〇一八号から玉野市向日比地蔵山高頂見通し線との交

差点

点カ 基点第一〇一八号から玉野市向日比地蔵山高頂見通し線と、基

点第一〇二四号から香川県高松市亀水町紅ノ峰鼻見通し線との交

差点

点キ 基点第一〇二四号から香川県高松市亀水町紅ノ峰鼻見通し線

と、基点第一二〇二号から香川県香川郡直島町中山ノ鼻見通し線

との交差点

点ク 基点第一二〇一号から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線

と、基点第一二〇二号から香川県香川郡直島町中山ノ鼻見通し線

との交差点

(2) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び点エの各点を順次結

んだ一二直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置

点ア 玉野市宇野一丁目宇高国道フェリー桟橋南基部から南へ岸壁上

二十メートルの点に設置した標識

点イ 点アから真方位一一九度見通し線上点アから四九メートルの点

点ウ 点イから真方位一八〇度見通し線上点イから六〇・五メートル

の点

点エ 点ウから真方位一〇七度三〇分見通し線上点ウから二二・八メ

ートルの点

点オ 点エから真方位一九〇度見通し線上点エから一四〇メートルの

点

点カ 点オから真方位二二三度三〇分見通し線上点オから一八五メー

トルの点

点キ 点カから真方位二七一度三〇分見通し線上点カから三八メートルの点

トルの点

点ク 点キから真方位三〇二度三〇分見通し線上点キから一一〇メートルの点

トルの点

点ケ 点クから真方位三五二度見通し線上点クから二五メートルの点

点コ 点ケから真方位三三度三〇分見通し線上点ケから一四五メートルの点

トルの点

点サ 点コから真方位三〇三度見通し線上点コから六〇メートルの点

点シ 点サから真方位二六〇度見通し線上点サから一七一メートルの点

点

点ス 点シから真方位三五一度三〇分見通し線上点シから三〇メートルの点

トルの点

(3) 点ア、イ及びウの各点を結んだ直線と、玉野市田井田井Aドルフィン及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

点ア 玉野市田井田井Aドルフィン北東端

点イ 玉野市田井田井一号防波堤(西側)北西端

点ウ 点ア及びイを結んだ直線の延長線と、玉野市田井五丁目田井三号護岸との交差点

5 制限又は条件 魚類を感嚇して操業してはならない。

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、楳岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後岡、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び淡川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

延縄漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市大槌島北地先

4 漁場の区域 基点第一〇二五号及び点ア、基点第二〇二六号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一〇二五号及び基点第一〇二六号の間(大槌島北側)における最大高潮時海岸線から伸出し五〇メートルの線によって囲まれた区域

基点第一〇二五号、玉野市大槌島東側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第二〇二六号 玉野市大槌島西側岡山県・香川県界に設置した標識

点の位置

点ア 基点第一〇二五号から香川県香川郡直島町柏島南端見通し線上

点イ 基点第一〇二六号から香川県坂出市室木島南端見通し線上基点第一〇二六号から五〇メートルの点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、楳岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後岡、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び淡川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市田井、大藪及び後岡地先

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、楳岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後岡、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び淡川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市田井、大藪及び後岡地先

4 漁場の区域 基点第一〇〇七号、点ア、イ及び基点第一〇一六号の各点を順次結

んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一〇〇七号 玉野市後関笠石の鼻突端に設置した標識

基点第一〇一一号 玉野市後関平成橋東筋南端に設置した標識

基点第一〇一三三号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

基点第一〇一五号 玉野市田井五丁目野々浜港南側防波堤北東角に設置した標識

基点第一〇一六号 玉野市田井重崎突端一本石に設置した標識

点ア 基点第一〇〇七号から基点第一〇一一号見通し線と、基点第一〇一五号から玉野市後関島打峠見通し線との交差点

点イ 基点第一〇一五号から玉野市後関島打峠見通し線と、基点第一〇一三三号から基点第一〇一六号見通し線との交差点

〇一三三号から基点第一〇一六号見通し線との交差点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後関、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び渋川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市番田大入崎地先

4 漁場の区域 基点第九〇二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第九〇三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第九〇三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第九一三三号 玉野市番田大入崎養魚場防波堤北端角に設置した標識

基点第九一五号 玉野市番田鮮島東端に設置した標識

点ア 基点第九〇二号から基点第九一五号見通し線と、基点第九一三三号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し線との交差点

点イ 基点第九〇二号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し線上基点第九〇二号から二〇〇メートルの点

点ウ 基点第九〇三号から岡山市東区犬島沖竹の子島南端見通し線上基点第九〇三号から二〇〇メートルの点

点エ 基点第九〇三号から真方位一四二度見通し線上(香川県小豆郡土庄町豊島旧虹山高見通し線上) 基点第九〇三号から三〇〇メートルの点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後関、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び渋川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一四四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市後関地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

れた区域

点の位置

- 基点第一〇二〇号 玉野市後閑山田中学校二階校舎北西角
- 基点第一〇二一〇号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識
- 基点第一〇二一三〇号 玉野市大蔵南ヶ崎突端に設置した標識
- 基点第一〇二一三〇号 玉野市後閑牛ヶ浦突端に設置した標識

点ア 基点第一〇二〇号から玉野市田井重崎北端見通し線と、基点第一〇二一〇号から玉野市石島ヘラガ崎突端見通し線との交差点

点イ 基点第一〇二一三〇号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇二〇号から玉野市田井重崎北端見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇二一三〇号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇二〇号から玉野市田井重崎南端見通し線との交差点

点エ 基点第一〇二〇号から玉野市田井重崎南端見通し線と、基点第一〇二一〇号から玉野市石島ヘラガ崎突端見通し線との交差点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大蔵、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び渋川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一一五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 玉野市深井町中鼻地先  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 点アを中心半径一二五メートルの円で囲まれた区域

点の位置

- 基点第一〇四四号 玉野市深井町大辰鼻突端に設置した標識
- 基点第一〇四六号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識
- 基点第一〇四七号 玉野市深井町長磯鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第一〇四七号から基点第一〇四五号見通し線と、基点第一〇四六号から大穂島高見通し線との交差点

点イ 基点第一〇四七号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇四六号から大穂島高見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇四七号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇四六号から大穂島高見通し線との交差点

点エ 基点第一〇四七号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇四六号から大穂島高見通し線との交差点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大蔵、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び渋川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一一六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 玉野市深井町長磯鼻地先  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 点アを中心半径一二五メートルの円で囲まれた区域

点の位置

基点第一〇二二号 玉野市向日比二丁目松ヶ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一〇二二号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇二二号から大穂島高見通し線との交差点

点イ 基点第一〇二二号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇二二号から大穂島高見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇二二号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第一〇二二号から大穂島高見通し線との交差点

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第一二二五号、点ア、イ及び基点第一二二七号の各点を順次結

んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河

川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一二二五号 倉敷市下津井一丁目祇園神社

基点第一二二六号 倉敷市下津井四丁目灯籠崎(西ノ崎)突端に設置した標識

基点第一二二七号 倉敷市下津井五丁目松岩に設置した標識

点ア 基点第一二二六号から香川県丸亀市本島東端見通し線上基点第

一一二六号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一二二七号から倉敷市六口島北西端見通し線上基点第一

二二七号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

ほととぎすがい(小貝) 漁業

五月一日から十月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市野島東地先

4 漁場の区域 基点第一二〇二号、点ア、イ及び基点第一二〇二号の各点を順次結

んだ三直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一二〇二号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇二号 倉敷市野島南端に設置した標識

基点第一二〇四号 倉敷市児島田の口五丁目田の口東防波堤突端灯籠

点ア 基点第一二〇一号から基点第一二〇二号見通し線と、基点第一

二〇四号から玉野市大槌島東北端見通し線との交差点

点イ 基点第一二〇二号から玉野市日比六丁目鼻換鼻突端見通し線

と、基点第一二〇四号から玉野市大槌島東北端見通し線との交差

点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市下津井地先



4 漁場の区域 基点第二二二二号、第一二二三号、点ア、イ、ウ及び基点第一二二

四号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第二二二二号 倉敷市大島久須美鼻先端に設置した標識

基点第二二二四号 倉敷市下津井吹上二丁目吹上港西防波堤灯籠

基点第二二二三号 倉敷市益島西端に設置した標識

基点第二二三四号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識

点ア 基点第二二二二号から香川県坂出市榎石島合戸鼻見通し線と、

倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与島東の高見通し線との

交差点

点イ 基点第二二三四号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、倉敷市

大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与島東の高見通し線との交差点

点ウ 基点第二二三四号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第

一二二四号から香川県坂出市小瀬居島東端見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市益島地先

4 漁場の区域 基点第一二二三号と点ア、基点第一二二二一号と点イをそれぞれ結ん

だ直線並びに基点第一二二〇号と基点第一二二二二号の間(益島東側)

における最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートルの線によって囲

まれた区域及び基点第一二二二一号と点ウ、基点第一二二二〇号と点エを

それぞれ結んだ直線並びに基点第一二二二二号と基点第一二二二〇号の間(益島西側)における最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの線

によって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二二〇号 倉敷市益島東北端に設置した標識

基点第二二二二二号 倉敷市益島南端に設置した標識

点ア 基点第一二二二〇号から倉敷市鷺羽島南東端見通し線上基点第

一二二〇号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一二二二二号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二二

一号から一五〇メートルの点

点ウ 基点第一二二二二号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二二

一号から三〇メートルの点

点エ 基点第一二二二〇号から倉敷市鷺羽島南東端見通し線上基点第

一二二〇号から三〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島地先

4 漁場の区域 基点第一二二二五号と点ア、基点第一二二二七号と点イをそれぞれ結ん

だ直線並びに基点第一二二二五号と基点第一二二二七号の間(六口島西側)

における最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートルの線によって囲

またれた区域及び基点第一二二七号と点ウ、基点第一二二五号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一二二七号と基点第一二二五号の間（六口島東側）における最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二五号 倉敷市六口島南端に設置した標識

基点第一二二七号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置した標識

点ア 基点第一二二五号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二二

五号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一二二七号から倉敷市大柄杓島南端見通し線上基点第一

二二七号から一五〇メートルの点

点ウ 基点第一二二七号から倉敷市大柄杓島南端見通し線上基点第一

二二七号から三〇メートルの点

点エ 基点第一二二五号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二二

五号から三〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

わかめ漁業

3 二月十六日から九月三十日まで

4 漁場の位置 倉敷市大島地先

漁場の区域 基点第一二二一号、点ア、イ及び基点第一二二二号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一二二一号 倉敷市大島一丁目大島漁港北波止基部に設置した標識

基点第一二二二号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一二二一号から倉敷市大島南端見通し線上基点第一二

二一号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一二二二号から倉敷市大島南端見通し線上基点第一二

二二号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島地先

4 漁場の区域 基点第一二〇八号及び基点第一二二〇号を結んだ直線並びに小田川昭和橋下流端と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一二〇八号 倉敷市児島下の町二丁目和田港東防波堤南端に設置した

標識

基点第一二二〇号 倉敷市児島元浜町児島ボートレース場駐車場東側護岸角に

設置した標識

二 関係地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島北地先

4 漁場の区域 基点第一二二〇号、点ア、イ及び基点第一二二二一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二二六号 倉敷市下津井四丁目灯籠崎(西ノ崎)突端に設置した標識

基点第一二二二九号 倉敷市六口島牛の首北東端に設置した標識

基点第一二二三〇号 倉敷市六口島大首鼻赤辺の石に設置した標識

基点第一二二三二号 倉敷市六口島茶屋鼻突端に設置した標識

基点第一二二三三号 倉敷市六口島柳谷防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第一二二三〇号から基点第一二二二六号見通し線と、基点第一二二三九号から基点第一二二三二号見通し線との交差点

点イ 基点第一二二三一号から基点第一二二二六号見通し線と、基点第一二二三九号から基点第一二二三二号見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島西地先

4 漁場の区域 基点第一二二四〇号、点ア、イ及び基点第一二二四一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二二七号 倉敷市六口島西の中浜突端(大首西ノ鼻)に設置した標識

基点第一二二四〇号 倉敷市六口島五重の石塔

基点第一二二四一号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識

点ア 基点第一二二四〇号から香川県丸亀市手島高ノ越見通し線と、基点第一二二二七号から香川県丸亀市本島フクベ鼻見通し線との交差点

点イ 基点第一二二四一号から香川県丸亀市本島フクベ鼻見通し線と、基点第一二二二七号から香川県丸亀市本島フクベ鼻見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島田の口及び唐草地先

4 漁場の区域 基点第一二〇一号、点ア及び基点第一二〇六号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇六号 倉敷市児島下の町九丁目一八―三四福山通運株式会社児島

営業所岸壁南西端角に設置した標識

基点第一二〇七号 倉敷市児島下の町十丁目一八番港防波堤基部から突端に向

け最初の曲角に設置した標識

点ア 基点第一二〇一号から基点第一二〇七号見通し線と、基点第

二〇六号から倉敷市釜島東端見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

三 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

遼網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一二〇一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び

点ヌの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇五号 倉敷市児島田の口六丁目雁山岬突端に設置した標識

基点第一二二二号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識

基点第一二二五号 倉敷市下洋井一丁目紙開神社

基点第一二二三二号 倉敷市釜島西端に設置した標識

基点第一二二五号 倉敷市六口島南端に設置した標識

基点第一二二六号 倉敷市六口島北西端に設置した標識

基点第一二三四号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識

点ア 基点第一二〇一号から香川県坂出市王超町乃生岬西端見通し線

と、基点第一二二二号から玉野市向日比松ヶ鼻見通し線との交差

点

点イ 基点第一二〇五号から香川県坂出市与島町壺木島東端見通し線

と、基点第一二二二号から玉野市大槌島南端見通し線との交差点

点ウ 基点第一二〇五号から香川県坂出市与島町壺木島東端見通し線

と、香川県坂出市与島町壺石島タテワ高から玉野市大槌島北端見通

し線との交差点

点エ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市雄山山頂見通し線と、

香川県坂出市与島町壺石島タテワ高から玉野市大槌島北端見通し

線との交差点

点オ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市雄山山頂見通し線と、

基点第一二二二号から香川県坂出市与島町壺石島合戸鼻見通し線

との交差点

点カ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通

し線と、基点第一二二三号から香川県坂出市与島町壺石島合戸鼻

見通し線との交差点

点キ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通

し線と、基点第一二三四号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線との

交差点

点ク 基点第一二三四号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第

二二五号から香川県丸亀市本島町長島高見通し線との交差点

点ケ 基点第一二二五号から香川県丸亀市本島町長島高見通し線

と、香川県坂出市与島町壺石島西浜の高から香川県丸亀市手島甚

平鼻北端見通し線との交差点

点コ 香川県坂出市与島町壺石島西の浜高から香川県丸亀市手島甚平

鼻北端見通し線と、香川県丸亀市本島町雀ノ子島島頂から浅口市

寄島町寄島北端見通し線との交差点

点サ 香川県丸亀市本島町雀ノ子島頂から浅口市寄島町寄島北東端  
見通し線と、基点第一二二五号から香川県丸亀市手島甚平島北端  
見通し線との交差点

点シ 基点第一二二六号から倉敷市大柄杓島南端見通し線と、点スか  
ら香川県丸亀市広島ハジカミ鼻見通し線との交差点

点ス 倉敷市菟池二丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島ハジカミ  
鼻見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

(2) 点A、B、C、及び点Dを順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲  
まれた区域  
点の位置

点A 倉敷市児島大島一丁目一七四三番地(同六番一三号)北端より  
市道上バラベットの側溝の南端に設置した標識

点B 倉敷市児島元浜町六番地三地先防波堤上部南端(水平面南端)

点C 倉敷市児島元浜町六番地三地先防波堤北端(基部)

点D 倉敷市児島元浜町八八番地二二地先児島ボートレース場北の側  
壁の東端に設置した標識

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)  
三 免許予定日 平成二十五年九月一日  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二八号  
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
建網漁業

3 漁場の位置 倉敷市灘地諸島及び上水島地先  
一月一日から十二月三十一日まで

4 漁場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ、ク及び点イの各点を順次結んだ七直線  
によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた

陸地、及び点ケ、コ、サ、シを順次結んだ四直線によって囲まれた区  
域を除く。

点の位置  
基点第一二四二号 倉敷市上灘地島東端に設置した標識

基点第一二四四号 倉敷市太灘地島南端に設置した標識

基点第一二四六号 倉敷市児島塩生高島北端南側防波堤基部に設置した標識

基点第一四四九号 倉敷市大柄杓島頂に設置した標識

点ア 倉敷市菟池二丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島町広島ハ  
ジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

点イ 基点第一二四二号から真方位九〇度見通し線上基点第一二四二  
号から五〇メートルの点

点ウ 基点第一二四二号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二四  
二号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第一二四六号から倉敷市イザロ灘地島西端見通し延長線  
と、基点第一二四四号から倉敷市小約島頂見通し線との交差点

点オ 基点第一四四九号から真方位二三度見通し線と、基点第一二四  
四号から倉敷市小約島頂見通し延長線との交差点

点カ 基点第一四四九号から真方位二三度見通し線と、倉敷市児島塩  
生瀬戸埠頭株式会社地先機橋南端から浅口市寄島町青佐鼻東端見  
通し線との交差点

点キ 点アから浅口市寄島町電王山山頂見通し線と倉敷市児島塩生瀬  
戸埠頭株式会社地先機橋南端から浅口市寄島町青佐鼻東端見通し  
線との交差点

点ク 基点第一二四六号から倉敷市イザロ灘地島西端見通し線と点ア  
から浅口市寄島町電王山山頂見通し線との交差点

点ケ 点オから基点第一二四四号見通し線上、点オから一、四〇〇メー  
トルの点

点コ 点オから基点第一二四四号見通し線上、点オから一、一三〇メー  
トルの点

点サ 点オから真方位二三度見通し線上、点オから一、四一〇メー

ルの点  
点シ 点オから真方位二三度見通し線上、点オから一、七六〇メートルの点

5 制限又は条件

- (1) まぎえ釣漁業の竿先一〇〇メートル以内で操業してはならない。
- (2) 魚類を威嚇して(狩る)操業してはならない。

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第一二二五号及び基点第一二二六号を結んだ直線と下津井港防波堤とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二五号 倉敷市下津井下津井港沖防波堤東端に設置した標識

基点第一二二六号 倉敷市下津井下津井港沖防波堤西端に設置した標識

5 制限又は条件

- (1) 一文字防波堤(捨石も含む)は、港湾構造物であるのでこれを破損してはならない。
- (2) 維持管理のための工事は、これを受忍しなければならない。

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一三〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おのがい、まてがい、もがい、えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市連島町西之浦鶴新田地先

4 漁場の区域 基点第一三〇三号、点ウ、イ、ア及び基点第一三〇六号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一三〇三号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地蔵

基点第一三〇四号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から三八八メートル

基点第一三〇五号 倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流側西端から三六〇メートル

点の位置

基点第一三〇六号 倉敷市連島町西之浦潮止えん堤下流側東角に設置した標識

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東園土交通省の設置した標識

点ア 基点第一三〇五号から点イ見通し線と、基点第一三〇六号から倉敷市連島町西之浦潮止堰堤下流側見通し線との交差点

点イ 基点第一四〇二号から倉敷市連島町西之浦旧霞橋東詰見通し線と、基点第一三〇三号から倉敷市玉島上成旧霞橋西詰見通し線との交差点

点ウ 基点第一三〇三号から基点第一四〇二号見通し線と、点イから基点第一三〇四号見通し延長線との交差点

二 関係地区 倉敷市連島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おのがい、まてがい、もがい、えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

倉敷市連島町西之浦鶴新田地先

基点第一三〇三号、点ウ、イ、ア及び基点第一三〇六号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一三〇三号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地蔵

基点第一三〇四号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から三八八メートル

基点第一三〇五号 倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流側西端から三六〇メートル

点の位置

基点第一三〇六号 倉敷市連島町西之浦潮止えん堤下流側東角に設置した標識

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東園土交通省の設置した標識

点ア 基点第一三〇五号から点イ見通し線と、基点第一三〇六号から倉敷市連島町西之浦潮止堰堤下流側見通し線との交差点

点イ 基点第一四〇二号から倉敷市連島町西之浦旧霞橋東詰見通し線と、基点第一三〇三号から倉敷市玉島上成旧霞橋西詰見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市連島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

おおのがい、えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

4 漁場の区域 基点第一四四一号及び点ア、基点第一四四二号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一四四一号及び基点第一四四二号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎南浦に設置した標識

基点第一四四二号 倉敷市玉島黒崎傍示ノ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第一四四一号から基点第一四四二号見通し線上基点第一四

四一号から五〇メートルの点

点イ 基点第一四四二号から基点第一四四一号見通し線上基点第一四

四二号から五〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

おおのがい、えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎妙地先

4 漁場の区域 基点第一四三九号及び点ア、基点第一四四〇号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一四三九号及び基点第一四四〇号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

点ア 基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第

一四三九号から五〇メートルの点

点イ 基点第一四四〇号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第

一四四〇号から五〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つぼ網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一四三四号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第一五〇一号の各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第一四三四号 倉敷市玉島黒崎矢崎南東端に設置した標識
- 基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識
- 基点第一四三八号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識
- 基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
- 基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山玉南東端に設置した標識
- 基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
- 基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

- 点ア 基点第一四三四号から倉敷市下水島高頂見通し線上基点第一四三四号から二〇〇メートルの点
- 点イ 基点第一四三五号から倉敷市下水島高頂見通し線上基点第一四三五号から二〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第一四三八号から香川県丸亀市手島高頂見通し線上基点第一四三八号から二〇〇メートルの点
- 点エ 基点第一四三九号から香川県丸亀市手島高頂見通し線上基点第一四三九号から四〇〇メートルの点
- 点オ 基点第一四四〇号から香川県丸亀市手島高頂見通し線上基点第一四四〇号から四〇〇メートルの点
- 点カ 基点第一四四一号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第一四四一号から二〇〇メートルの点
- 点キ 基点第一五〇一号から香川県丸亀市手島東端見通し線上基点第一五〇一号から三〇〇メートルの点

(2) 点ク、ケ、コ及び基点第一四三九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
- 点ク 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識
- 点ケ 点クから真方位二〇〇度四〇分見通し線上点クから一九八メートルの点
- 点コ 基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第一四三九号から三〇一メートルの点

- 二 関係地区 倉敷市玉島黒崎
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一三四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市下水島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、基点一四四九、点ウ及び点アの各点を順次結んだ四直線

によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた陸地を除く。

点の位置

基点第一四〇一号 倉敷市玉島乙島高梁川導流堤突端灯台

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

基点第一四四九号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識

点ア 浅口市寄島町青佐鼻東端から倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社

地先棧橋南端見通し線と、基点第一四〇一号から香川県丸亀市手

島高越北西端見通し線との交差点

点イ 浅口市寄島町青佐鼻東端から倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社

地先棧橋南端見通し線と、基点第一四四九号から真方位二三度の

見通し線との交差点

点ウ 基点第一四四九号から基点第一四四一号見通し線と、基点第一

四〇一号から香川県丸亀市手島高越北西端見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市寄島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで



五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

延縄漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎及び浅口市奇島町地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一四三五号、点ア、イ、ウ及び基点一六〇一号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識

基点第一五〇九号 浅口市奇島町三郎島南端に設置した標識

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第一四三五号から香川県丸亀市手島北東端見通し線

上基点第一四三五号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一五〇九号から香川県丸亀市手島北端見通し線上基点第一

一五〇九号から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇一号から笠岡市大島西端見通し線と基点第一六〇

一号から三〇〇メートルの点

(2) 点エ、オ、カ及び基点第一四三九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点エ 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識

点オ 点クから真方位二〇〇度四〇分見通し線上点クから一九八メ

ートルの点

点カ 基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第一四三九号から三〇一メートルの点

二 関係地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市奇島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おのがい、まてがい、もがい、えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島乙島地先

4 漁場の区域 基点第一四〇三号、点ア、イ、ウ及び基点第一四〇二号の各点を順

次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一三〇三号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地蔵

基点第一三〇四号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から三八メートル

ルの点

基点第一三〇五号 倉敷市連島町西之浦旧渡橋下流側西端から三六〇メートル

の点

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省の設置した

標識

基点第一四〇三号 倉敷市玉島上成潮止えん堤下流端西角に設置した標識

点ア 基点第一三〇五号から点イ見通し線と、基点第一四〇二号から

倉敷市連島町西之浦潮止えん堤東端見通し線との交差点

点イ 基点第一三〇三号から倉敷市玉島上成旧渡橋下流西見通し線

と、基点第一四〇二号から倉敷市連島町西之浦旧渡橋下流東端見

通し線との交差点

点ウ 基点第一四〇二号から基点第一三〇三号見通し線と、点イから  
基点第一三〇四号見通し延長線との交差点

二 関係地区 倉敷市玉島乙島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業権

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

4 漁場の区域 基点第一五三三号、第一五三四号、第一五三六号及び基点第一五三

五号の各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一五三三号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部

基点第一五三四号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤西基部

基点第一五三五号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端

基点第一五三六号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南西端

二 関係地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町青佐、寄島地先

4 漁場の区域 基点第一五〇八号、点ア、基点第一五〇九号、点イ及び基点第一六

〇一号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一五〇八号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第一五〇八号から香川県丸亀市手島高頂(二二七)見通し

線上基点第一五〇八号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線上基点第

一六〇一号から四〇〇メートルの点

二 関係地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一三九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島東地先

4 漁場の区域 基点第一五〇六号、点ア、イ、ウ及び基点第一五〇八号の各点を順

次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇三号 浅口市青島町一三〇三の三八番地(青島町漁協事務所)

地先北東角護岸に設置した標識

基点第一五〇五号 浅口市青島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇六号 基点第一五〇五号から青島干折堤防上北へ一〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から青島干折堤防上北へ二〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五〇八号 浅口市青島町青島東端に設置した標識

点ア 基点第一五〇三号と基点第一五〇八号を結んだ線と、基点第一

五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎南東端見通し線との交差点

点イ 基点第一五〇八号から基点第一五〇一号見通し線上基点第一五

〇八号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第一五〇八号から倉敷市下水島南端見通し線上基点第一五

〇八号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 浅口市青島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市青島町安倉地先

4 漁場の区域 基点第一五〇五号、点ア、イ及び基点第一五〇一号の各点を順次結

んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇五号 浅口市青島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から青島干折堤防上北へ一〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五〇六号 浅口市青島町青島漁港西防波堤突端に設置した標識

点ア 浅口市青島町地先山木の堤防延長線と、基点第一五〇七号から

基点第一五〇六号見通し線との交差点

点イ 基点第一五〇一号から香川県丸亀市手島高頂見通し線と、基点

第一五〇七号から基点第一五〇六号見通し線との交差点

二 関係地区 浅口市青島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市青島町三郎島(三ツ山)地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径一〇〇メートルの円に囲まれた区域

点の位置

点ア 浅口市青島町三郎島(三ツ山)南端から真方位二〇度見通し

線上六〇〇メートルの点

二 関係地区 浅口市青島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

かき、おのがい、えむし漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中地先

4 漁場の区域 基点第一六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第一六〇六号の各点を順

次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、

河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神島見通し線上基点第一

六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一六〇六号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一六

〇六号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇六号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一六

〇六号から三二五メートルの点

二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、おのがい漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市西大島及び西大島新田地先

4 漁場の区域 基点第一六〇六号、点ア、イ、基点第一六〇九号及び基点第一六

一〇号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ

た区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一六〇七号 笠岡市西大島黒の尾地先奥道護岸に設置した標識

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

基点第一六一一号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧浅口・小田郡界)

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一六〇六号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一六

〇六号から三二五メートルの点

点イ 基点第一六〇七号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一六

〇七号から三五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あさり漁業

一月一日から二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市大島中大工ノ浜地先
- 4 漁場の区域 基点第一六〇五号、点ア及び基点第一六〇二号の各点を順次結んだ二直線と笠岡市大島中正頭漁港東防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇二号 笠岡市大島中正頭漁港東防波堤南端に設置した標識  
 基点第一六〇五号 笠岡市大島中深谷に設置した標識

点ア 基点第一六〇五号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第一六〇五号から五〇メートルの点

- 二 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一四五号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

- 4 漁場の区域 基点第一六〇三号、点ア、イ、ウ及び基点第一六二二号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇三号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識

基点第一六〇四号 笠岡市大島中焼場の鼻に設置した標識

基点第一六二二号 笠岡市大島中長浜お月の鼻に設置した標識

点ア 基点第一六〇三号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第一六〇三号から五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇四号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

- 第一六〇四号から五〇メートルの点
- 点ウ 基点第一六二二号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第一六二二号から五〇メートルの点

- 二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一四六号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市西大島島の江地先

- 4 漁場の区域 基点第一六〇八号、点ア及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇八号 笠岡市西大島七五三一の一番地先泉道護岸(元階段の位置)に設置した標識

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

基点第一七一五号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識

点ア 基点第一六〇八号から基点第一七一五号見通し線上基点第一六〇八号から一〇〇メートルの点

標識

基点第一六〇八号から基点第一七一五号見通し線上基点第一六〇八号から一〇〇メートルの点

〇八号から一〇〇メートルの点

- 二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

4 漁場の区域 基点第一六〇一号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第一六〇八号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一六〇七号 笠岡市西大島根の尾地先県道護岸に設置した標識

基点第一六〇八号 笠岡市西大島七三三の一番地先県道護岸(元階段の位置)に設置した標識

基点第一七二二号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第八番熊谷寺標石

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第一六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一六〇六号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一六〇六号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇七号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一六〇七号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一六〇八号から基点第一七二二号見通し線上基点第一六〇八号から二五〇メートルの点

〇八号から二五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、あさり、おのがい漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市人江地先

4 漁場の区域 基点第一六一一号、点ア及び基点第一六一三号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一六一〇号 笠岡市西大島旧金崎橋南詰西端

基点第一六一一号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧浅口・小田那界)

基点第一六一三号 笠岡市横島大腰州南東端に設置した標識

点ア 基点第一六一一号から笠岡市北木島布越高頂見通し線と、基点第一六一三号から基点第一六一〇号を結ぶ線との交差点

二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、あさり、おおのがい漁業  
一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島瀬戸及び天神地先

4 漁場の区域 基点第一七〇一号、基点第一七〇三号、基点一七一八号、基点一七〇五号及び基点第一七〇七号の各点を順次結んだ四直線並びに基点第一七〇八号、点ア及び基点第一七一一号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

基点第一七〇一号 笠岡市神島渡船場スベリ東基部に設置した標識

基点第一七〇三号 笠岡市神島弁天頂上に設置した標識

基点第一七〇五号 笠岡市神島天神岡地北西角に設置した標識

基点第一七〇七号 笠岡市神島子殿州北西端に設置した標識

基点第一七〇八号 笠岡市神島子殿州東端に設置した標識

基点第一七一一号 笠岡市神島五三五一番地二東海岸階段

基点第一七一八号 笠岡市横江漁港(神島地区)南防波堤東端角に設置した標識

漁

点ア 基点第一七一一号から基点第一六〇九号見通し線上基点第一七一一号から九〇メートルの点

一一号から九〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先

4 漁場の区域 基点第一七三〇号、点ア、イ及び基点第一七三二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七三〇号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第一七三二号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識

点ア 基点第一七三〇号から笠岡市神島西端見通し線上基点第一七三〇号から一〇〇メートルの点

三〇号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一七三二号から真方位一八〇度見通し線上基点第一七三二号から一〇〇メートルの点

一号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つぼ網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島古江地先

4 漁場の区域 基点第一七二二号、点ア、イ及び基点第一七二五号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二二号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第八番熊谷寺標石

基点第一七二五号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した

標識

- 点ア 基点第一七二二号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七二二号から三〇〇メートルの点
  - 点イ 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七二五号から五〇〇メートルの点
- 二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先

4 漁場の区域 基点第一七三〇号、点ア、イ及び基点第一七三二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七三〇号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第一七三二号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識

点ア 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一七三二号から真方位一八〇度見通し線上基点第一七三二号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中地先

4 漁場の区域 基点第一六〇一号、点ア、イ及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす塚

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第一六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一六〇六号から笠岡市神島鹿落鼻東端見通し線上基点第一六〇六号から三〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで



3 漁場の位置 笠岡市神島外浦及び高島地先  
4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一六六号及び基点第一七〇一号を結んだ直線、基点第一六一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第一七三一号を順次結んだ八直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。  
点の位置

- 基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第一六一号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧淡口・小田郡界)
- 基点第一六一六号 笠岡市横島渡場スベリ東基部に設置した標識
- 基点第一六五〇号 笠岡市茂平防路鼻境に設置した標識
- 基点第一七〇一号 笠岡市神島渡船場スベリ西基部に設置した標識
- 基点第一七二九号 笠岡市神島外浦オソノミ南端(通称オソノクボ)に設置した標識
- 基点第一七三〇号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
- 基点第一七三二号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識
- 基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識
- 基点第一八〇四号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識
- 基点第一八二六号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識
- 点ア 基点第一六〇六号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線と、基点第一六一号から笠岡市北木島布越高見通し線との交差点
- 点イ 基点第一七六八号から基点第一八〇四号見通し線と、基点第一六〇六号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第一七七四号から笠岡市コゴチ島頂見通し線上基点一七四号から一〇〇メートルの点
- 点エ 基点第一七七〇号から広島県福山市走島町加治屋島北端見通し線と、基点第一八二六号から広島県福山市安島町鹿ヶ鼻西端見通し線との交差点
- 点オ 基点第一七二九号から広島県福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第一七三〇号と点エを結んだ線との交差点

点カ 基点第一七二九号から広島県福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第一六五〇号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点  
点キ 基点第一七三二号から広島県福山市安島町長瀬ノ鼻見通し線と、基点第一六五〇号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点  
と、基点第一六五〇号から笠岡市大飛島西端見通し線と、基点第一七三〇号を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
点の位置

- 基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
- 点ク 笠岡市小高島東端に設置した標識
- 点ケ 笠岡市小高島西端に設置した標識
- 点コ 基点第一七七〇号から笠岡市白石島小山見通し線と、点ケから真方位二五七度見通し線との交差点

- 二 関係地区 笠岡市
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第一五五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
建網漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市飛島地先
- 4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八六七号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻燈籠

基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八六七号から笠岡市六島東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点イ 基点第一八六七号から笠岡市六島東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市宇治島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第一九〇五号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南西端見通し線との交差点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点カ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点キ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ク 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ケ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点コ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点サ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点シ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ス 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点セ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ソ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点タ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点チ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点リ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ニ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ハ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ヒ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点フ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ボ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ブ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ペ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点モ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点メ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ミ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ム 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ム 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ム 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ七直線と最大高潮

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

2 漁業種別、漁業の名称及び漁業時期

1 免許番号 岡共第一五六号

免許の内容となるべき事項

時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識

基点第一八〇四号 笠岡市白石島切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一二号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八二五号 笠岡市梶子島南西端に設置した標識

基点第一八二六号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

点ア 基点第一七七〇号から広島県福山市加治屋島北西端見通し線と、基点第一八二六号から広島県福山市笑島町虎ヶ鼻南端見通し線との交差点

点イ 基点第一八二五号から笠岡市大飛島西端見通し線と、基点第一八一一号から広島県福山市鞆町袴島北西端見通し線との交差点

点ウ 基点第一八一一号から笠岡市横辺島西端見通し線上基点一八一一号から二〇〇メートルの点

点エ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点一八〇八号から二五〇メートルの点

点オ 基点第一八〇四号から香川県丸亀市広島町小手島北端見通し線と、点エから浅口市青島町青佐鼻見通し線との交差点

点カ 基点第一七六八号から基点第一八〇四号見通し線と、点キから浅口市青島町青島南端見通し線との交差点

点キ 基点第一七七四号から笠岡市ヨコギ島島頂見通し線上基点一七四号から一〇〇メートルの点

点ク 基点第一八〇六号及び基点第一八三七号、基点第一八一七号及び点クをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソウ突端に設置した標識

基点第一八七号 笠岡市白石島月玉岩に設置した標識  
基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ク 笠岡市弁天島島頂

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島北地先

4 漁場の区域 基点第一八六〇号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第一八六七号の各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島南東宮ノ鼻南端に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八二二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第一八五五号 笠岡市北木島獅子鼻突端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八六〇号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識

基点第一八六七号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第一八六九号 笠岡市北木島矢倉の鼻大岩北端に設置した標識

点ア 基点第一八六〇号から浅口市寄島町寄島東端見通し線上基点第一八六〇号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一八六九号から笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻見通し線

と、基点第一八五五号から浅口市寄島町寄島見通し線との交差点  
点ウ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点一八〇八号から二五〇メートルの点

点エ 基点第一八一一号から笠岡市横辺島高頂見通し線上第一八一一号から二〇〇メートルの点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市持島高頂見通し線と、基点第一八二二号から笠岡市横辺島高頂見通し線との交差点

点カ 基点第一八六七号から笠岡市横辺島東端見通し線上基点第一八六七号から八〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島南地先

4 漁場の区域 基点第一八五二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第一八六五号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八五二号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第一八五三号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識

基点第一八五四号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第一八六五号 笠岡市北木島腰張鼻に設置した標識

点ア 基点第一八五二号から笠岡市真鍋島八幡鼻突端見通し線上基点

第一八六五号から笠岡市真鍋島八幡鼻突端見通し線上基点

第一八五二号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一八五三号から笠岡市真鍋島天神鼻突端燈塔見通し線上

基点第一八五三号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八五四号から笠岡市間島頂見通し線上基点第一八五

四号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一八六五号から笠岡市小飛島北端見通し線上基点第一八

六五号から三〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一五九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

延縄漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を

除く。

点の位置

基点第一八五四号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第一九二二号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

点ア 基点第一八五四号から笠岡市大島東端見通し線と、笠岡市小飛

島北端から香川県九龍市広島町小手島西端見通し線との交差点

点イ 基点第一八五四号から笠岡市大島東端見通し線と、笠岡市小飛

島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線との交差

点

点ウ 笠岡市ハブ島南端から香川県九龍市広島町小手島南端見通し線

と、笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見

通し線との交差点

点エ 基点第一九二二号から香川県三豊市詫間町粟島西端見通し線

と、笠岡市ハブ島南端から香川県九龍市広島町小手島西端見通し

線との交差点

点オ 基点第一九二二号から香川県三豊市詫間町粟島西端見通し線

と、笠岡市小飛島北端から香川県九龍市広島町小手島西端見通し

線との交差点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

延縄漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島及び茂床島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻燈塔

基点第一九二二号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九一九号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第一九二〇号 笠岡市大島北西端に設置した標識

基点第一九二二号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

基点第一九二二号 笠岡市浅床島東端に設置した標識

点ア 基点第一九二〇号から笠岡市北木島布越北東端見通し線上基点

第一九二〇号から五〇〇メートルの点

点イ 基点第一九一七号から基点第一九一五号見通し線上基点第一九

一七号から五〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二二号から基点第一九一一号見通し線上基点第一九

二二号から四〇〇メートルの点

点エ 基点第一九二二号から香川県丸亀市広島町小千島北端見通し線

上基点一九二二号から四〇〇メートルの点

点オ 基点第一九一九号から香川県丸亀市広島町手島高ノ越見通し線

上基点一九一九号から五〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

延縄漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第一九二四号を中心にして半径五〇〇メートルの円と最大高潮

時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九二四号 笠岡市ハブ島頂に設置した標識

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

延縄漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ六直線と最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九二五号 笠岡市大島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九二六号 笠岡市大島大鼻突端に設置した標識

基点第一九二七号 笠岡市大島小鼻突端に設置した標識

基点第一九二九号 笠岡市大島富山鼻南端に設置した標識

基点第一九三〇号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第一九二五号から笠岡市間島南端見通し線上基点第一九二

五号から四〇〇メートルの点

点イ 基点第一九二六号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通

し線上基点第一九二六号から五〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二七号から香川県三豊市路間町三崎見通し線上基点

一九二七号から五〇〇メートルの点

点エ 基点第一九二九号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎北端見通

し線上基点一九二九号から一、〇〇〇メートルの点

点オ 基点第一九三〇号から広島県福山市宇治島南端見通し線上基点

第一九三〇号から一、〇〇〇メートルの点

点カ 基点第一九三〇号から笠岡市ハブ島東端見通し線上基点第一九

三〇号から四〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一六三号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦水落地先

- 4 漁場の区域 基点第一七二五号、点ア、イ及び基点第一七二〇号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二五号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一七二五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七一五号から五〇〇メートルの点

点イ 基点第一七二〇号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七二〇号から五〇〇メートルの点

- 二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一六四号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦及び高島地先

- 4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一七二〇号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点第一七七八号、点ス及び基点第一七三〇号の各点を順次結んだ一五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

基点第一七二二号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識

基点第一七二三号 笠岡市神島外浦岡崎鼻(神島八十八ヶ所第二番札所)に設置した標識

基点第一七二四号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤灯台

基点第一七二八号 笠岡市神島外浦三頭に設置した標識

基点第一七三〇号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第一七五五号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

基点第一七六六号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

基点第一七六八号 笠岡市高島南東端パベの木鼻に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識

基点第一七七八号 笠岡市高島南西百間ソワイ灯標

基点第一八〇三号 笠岡市白石島任切鼻北端に設置した標識

点ア 基点第一七二〇号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七二〇号から五〇〇メートルの点

点イ 基点第一七二〇号から香川県丸亀市手島平鼻見通し線上基点第一七二〇号から五〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越東端見通し線上基点第一七二〇号から五〇〇メートルの点

点エ 基点第一七二二号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一七二二号から五〇〇メートルの点

点オ 基点第一七二三号から基点第一八〇三号見通し線上基点第一七二三号から五〇〇メートルの点

点カ 基点第一七二四号から基点第一七六六号見通し線上基点第一七二四号から五〇〇メートルの点

点キ 基点第一七二四号から基点第一七六六号見通し線と、基点第一七二八号から笠岡市蓋出島北端見通し延長線との交差点

点ク 基点第一七二三号から基点第一八〇三号見通し線と、基点第一七二八号から笠岡市蓋出島北端見通し延長線との交差点

点ケ 基点第一七二〇号から笠岡市白石島高頂(一七一)見通し線と、基点第一七二三号から基点第一八〇三号見通し線との交差点

点コ 基点第一七二〇号から笠岡市白石島高頂(一七一)見通し線と、基点第一七六八号から基点第一八〇三号見通し線との交差点

点サ 基点第一七七四号から笠岡市コゴチ島高頂見通し線上基点第一七七四号から一〇〇メートルの点

点シ 基点第一七五五号から基点第一七七〇号見通し延長線と、点サから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点

点ス 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から五〇〇メートルの点

(2) 基点第一七六八号、点A、B、C及び基点第一七七〇号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

点A 笠岡市小高島東端に設置した標識

点B 笠岡市小高島西端に設置した標識

点C 基点第一七七〇号から笠岡市白石島小山見通し線と、点Bから真方位二五七度の方位線との交差点

二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成二十五年九月二日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八六七号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九二六号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八六七号から基点第一九二六号見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町神島南端見通し線との交差点

点イ 基点第一八六七号から基点第一九二六号見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線との交差

- 点ウ 基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南西端見通し線との交差点
  - 点エ 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南西端見通し線との交差点
  - 点オ 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南端見通し線との交差点
- 二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一六六号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
つば網漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 笠岡市高島地先
  - 4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域
    - (1) 基点第一七五五号、オ、カ、キ、ク、ア、イ、ウ、エ及び基点第一七五六号を順次結んだ九直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
  - 基点第一七二四号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤灯台
  - 基点第一七二五号 笠岡市神島外浦外浦大道(護岸堤西端)鼻に設置した標識
  - 基点第一七二七号 笠岡市神島外浦城山南東端に設置した標識
  - 基点第一七四二号 笠岡市釜出島北東端に設置した標識

- 基点第一七四五号 笠岡市釜出島北西ハト島北西端に設置した標識
  - 基点第一七四七号 笠岡市釜出島北西ハト島北東端に設置した標識
  - 基点第一七五五号 笠岡市穂積島北端に設置した標識
  - 基点第一七五六号 笠岡市穂積島南端に設置した標識
  - 基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
  - 基点第一七七二号 笠岡市高島沙口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識
  - 基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識
  - 点ア 基点第一七二〇号から笠岡市白石島高頂(一七一)見通し線と、点クから笠岡市白石島東端見通し線との交差点
  - 点イ 基点第一七二〇号から笠岡市白石島高頂(一七一)見通し線と、基点第一七六八号から笠岡市白石島東端見通し線との交差点
  - 点ウ 基点第一七七四号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点第一七七四号から一〇〇メートルの点
  - 点エ 基点第一七五六号から笠岡市榎子島西端見通し線と、点ウから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点
  - 点オ 基点第一七四五号から基点第一七二五号見通し線上基点第一七四五号から一〇〇メートルの点
  - 点カ 基点第一七四七号から基点第一七二七号見通し線上基点第一七四七号から一〇〇メートルの点
  - 点キ 基点第一七四二号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七四二号から一〇〇メートルの点
  - 点ク 基点第一七七二号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一七七二号から二〇〇メートルの点
  - (2) 基点第一七六八号と点Aを結んだ直線並びにB、C及び基点第一七七〇号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
  - 基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
  - 点A 笠岡市小高島東端に設置した標識
  - 点B 笠岡市小高島西端に設置した標識





基点第一七二八号 笠岡市神島外浦三頭に設置した標識  
基点第一七二九号 笠岡市神島外浦オソノミ南端(通称オソノクボ)に設置した標識

た標識

基点第一七三〇号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第一七四八号 笠岡市明地島北端に設置した標識

基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識

基点第一八六〇号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識

点ア 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七一五号から五〇〇メートルの点

点イ 基点第一七二〇号から香川県丸亀市手島甚兵衛鼻見通し線上基点第一七二〇号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七二〇号から基点第一八六〇号見通し線上基点第一七二〇号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一七一二号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一七一二号から二〇〇メートルの点

点オ 基点第一七二三号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一七二三号から二〇〇メートルの点

点カ 基点第一七二七号から基点第一七六七号見通し線上基点第一七二七号から二〇〇メートルの点

点キ 基点第一七二八号から基点第一七四八号見通し線上基点第一七二八号から二〇〇メートルの点

点ク 基点第一七二九号から笠岡市積島西端見通し線上基点第一七二九号から二〇〇メートルの点

点ケ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市差出島南地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径一〇〇メートルの区域

点の位置

基点第一七四四号 笠岡市差出島南端に設置した標識

基点第一七五八号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識

点ア 基点第一七四四号から基点第一七五八号見通し線上基点第一七四四号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

二 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島北地先

4 漁場の区域 基点第一七六三号、点ア、イ及び基点第一七六三号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七二二号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識

基点第一七四三号 笠岡市差出島東端に設置した標識

- 一 免許の内容となるべき事項
  - 1 免許番号 岡共第一七二号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 笠岡市明地島西地先
  - 4 漁場の区域 点アを中心半径一〇〇メートルの区域  
点の位置  
基点第一七二九号 笠岡市神島外浦オソノミ南盤（通称オソノクボ）に設置した標識  
基点第一七五三号 笠岡市明地島南西端（シロゴ）に設置した標識  
点ア 基点第一七五三号から基点第一七二九号見通し線上基点第一七五三号から一五〇メートルの点
- 二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 一 免許の内容となるべき事項
  - 1 免許番号 岡共第一七三号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 笠岡市高島南西地先
  - 4 漁場の区域 点アを中心半径一〇〇メートルの区域  
点の位置  
基点第一七四一号 笠岡市差出島北西端に設置した標識  
基点第一七五五号 笠岡市穂積島北端に設置した標識
- 二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 点ア 基点第一七四一号から笠岡市明地島東端見通し延長線と、基点第一七五五号から笠岡市高島山南西端見通し延長線との交差点
- 二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一七五五号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

基点第一七七二号 笠岡市高島沙口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識

基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識

基点第一七八一号 笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

- 点ア 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点クから倉敷市下水島南端見通し線との交差点
- 点イ 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点ワから浅口市奇島町青佐鼻見通し線との交差点
- 点ウ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点第一八〇八号から二五〇メートルの点
- 点エ 基点第一八一一号から笠岡市北木島町横辺島頂見通し線上基点第一八一一号から二〇〇メートルの点
- 点オ 基点第一八一一号から広島県福山市鞆町走島東南端見通し線と、基点第一七八一号から真方位三三四度見通し線との交差点
- 点カ 基点第一七八一号から真方位三三四度見通し線と、点キから広島県福山市鞆町走島北方橋ノ石燈台見通し線との交差点
- 点キ 基点第一七五五号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点クから広島県福山市鞆町仙酔島頂見通し線との交差点
- 点ク 基点第一七七四号から笠岡市白石島コゴチ島頂見通し線上基点第一七七四号から一〇〇メートルの点

(2) 基点第一八〇六号及び基点第一八三七号、点ウ及び基点第一八一七号を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソワ突端に設置した標識

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ケ 笠岡市弁天島島頂

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一七五五号 笠岡市福積島北端に設置した標識

基点第一七七二号 笠岡市高島汐口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識

基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識

基点第一七八一号 笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点クから

倉敷市下水島南端見通し線との交差点

点イ 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点ウから

浅口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点

点ウ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線と基点第一八

〇八号から二五〇メートルの点

点エ 基点第一八一一号から笠岡市横辺島島頂見通し線上基点第一八

二一号から二〇〇メートルの点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市鞆町走島東南端見通し線

と、基点第一七八一号から真方位三三四度見通し線との交差点

点カ 基点第一七八一号から真方位三三四度見通し線と、点キから広

島県福山市鞆町走島北方碓石灯台見通し線との交差点

点キ 基点第一七五五号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点ク

から広島県福山市鞆町仙酔島高頂見通し線との交差点

点ク 基点第一七七四号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点第一

七七四号から一〇〇メートルの点

(2) 基点第一八〇六号及び基点第一八三七号、点ウ及び基点第一八一七号を順次結

んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨソワ突端に設置した標識

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ク 笠岡市弁天島島頂

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第一八〇六号、点ア、イ、ウ、基点第一八〇四号及び基点第

八〇三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域

点の位置

基点第一八〇一号 笠岡市白石島水場の浜北モチの木南端に設置した標識

基点第一八〇三号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第一八〇四号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨソワ突端に設置した標識

基点第一八二〇号 笠岡市白石島沖白石灯台

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八三一号 笠岡市コゴチ島北端に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第一八〇六号から基点第一八三七号見通し線と、基点第一

八〇一号から基点第一八二〇号見通し線との交差点

点イ 基点第一八〇一号から基点第一八二〇号見通し線と、基点第一

八二七号から浅口市奇島町奇島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第一八〇四号から基点第一八三二号見通し線と、基点第一

八二七号から浅口市奇島町奇島南東端見通し線との交差点

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第一八三七号、点ア、イ、ウ、基点第一八一七号及び点エの各  
点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソワ突端に設置した標識

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第一八一八号 笠岡市白石島源八鼻北端に設置した標識

基点第一八二〇号 笠岡市沖白石灯台

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第一八一八号から基点第一八二〇号見通し線と、基点第一

八三七号から基点第一八〇六号見通し線との交差点

点イ 基点第一八一〇号から基点第一八一八号見通し線上基点第一八

二〇号から五〇メートルの点

点ウ 基点第一八一七号から笠岡市百間ソワイ燈標見通し線と、基点

第一八二七号から基点第一八二〇号見通し線との交差点

点エ 笠岡市弁天島南端

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北西地先

4 漁場の区域 基点第一八一六号、点ア及び基点第一八二七号の各点を順次結んだ  
二直線、基点第一八二八号及び基点第一八一五号を結んだ直線並びに最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八一五号 笠岡市白石島尼木北西端に設置した標識

基点第一八一六号 笠岡市白石島長山鼻に設置した標識

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八二八号 笠岡市白石島山南端に設置した標識

点ア 基点第一八一六号から笠岡市高島南西端見通し線と、基点第

八二七号から笠岡市コゴチ島北西端見通し線との交差点

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島沖白石地先

4 漁場の区域 基点第一八二〇号から半径五〇メートルの円と最大高潮時海岸線と

によって囲まれた区域

点の位置

基点第一八二〇号 笠岡市沖白石灯台

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島地先

4 漁場の区域 基点第一八五八号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基

点第一八五六号の各点を順次結んだ一〇直線と最大高潮時海岸線とに

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八二二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第一八五二号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第一八五三号 笠岡市北木島野島突端に設置した標識

基点第一八五四号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

基点第一八六一号 笠岡市北木島市越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第一八六三号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一九三一号 笠岡市間島島頂に設置した標識

点ア 基点第一八五八号から浅口市寄島町寄島東端見通し線上基点第

一八五八号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一八六一号から香川県丸亀市広島町手島高の越鼻見通し

線上基点第一八六一号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八六三号から笠岡市大島北端見通し線上基点一八六三

号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一八五二号から笠岡市大島北端見通し線上基点一八五二

号から三〇〇メートルの点

点オ 基点第一八五三号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線上基点第一

八五二号から六〇〇メートルの点

点カ 基点第一八五四号から笠岡市小飛島南端見通し線と基点第一九

三二号から笠岡市梶子島東端見通し線との交差点

点キ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島東端見通し線と、

- 一 免許の内容となるべき事項
  - 点ク 基点第一八二二号から基点第一八五四号見通し線との交差点
  - 点ク 基点第一八一一号から笠岡市横辺島頂見通し線上基点第一八一号から二〇〇メートルの点
  - 点ク 基点第一八〇八号から基点一八五六号見通し線上基点一八〇八号から二五〇メートルの点
- 二 関係地区 笠岡市北木島町
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

1 免許番号 岡共第一八一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町楠及び大浦地先

4 漁場の区域 基点第一八五二号及び点ア、基点第一八七九号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一八五二号及び基点第一八七九号の間における最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一八五二号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第一八七九号 笠岡市北木島布越南東端に設置した標識

点ア 基点第一八五二号から基点第一八七九号見通し線上基点第一八五二号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一八七九号から基点第一八五二号見通し線上基点第一八七九号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点アの各点を順次結んだ一〇直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八二二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第一八五二号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第一八五三号 笠岡市北木島野鼻突端に設置した標識

基点第一八五四号 笠岡市北木島大宇根鼻突端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金島港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

基点第一八六一号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第一八六三号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一八七三号 笠岡市北木島町字矢倉と字上松原の境界の鼻突端に設置した標識

基点第一九三二号 笠岡市間島島頂に設置した標識

点ア 基点第一八五八号から浅口市寄島町寄島東端見通し線上基点第一八五八号から四〇〇メートルの点

点イ 基点第一八六一号から香川県丸亀市広島町手島高の越鼻見通し



線上基点第一八六号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八六号から笠岡市大島北端見通し線上基点第一八六

三号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一八五二号から笠岡市大島北端見通し線上基点第一八五

二号から三〇〇メートルの点

点オ 基点第一八五三号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線上基点第

八五三号から六〇〇メートルの点

点カ 基点第一八五四号から笠岡市小飛島南端見通し線と、基点第

九三一号から笠岡市梶子島東端見通し線との交差点

点キ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南端見通し線と、

基点第一八二二号から基点第一八五四号見通し線との交差点

点ク 基点第一八一一号から笠岡市横辺島頂見通し線上基点第一八

一一号から二〇〇メートルの点

点ケ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点第一八

〇八号から二五〇メートルの点

点コ 基点第一八七三号から笠岡市白石島仕切鼻突端見通し線上基点

第一八七三号から四〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町金風呂地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第一八五五号 笠岡市北木島鶴石鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八五五号から笠岡市縦島高見通し線上基点第一八五

五号から一五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町金風呂地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八五七号 笠岡市北木島春日鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八五七号から基点第一八〇八号見通し線上基点第一八

五七号から一五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町中山地先

4 漁場の区域 基点第一八五九号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第一八六二号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

- 基点第一八五九号 笠岡市北木島矢櫃中山北端に設置した標識
- 基点第一八六〇号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識
- 基点第一八六一号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識
- 基点第一八六二号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識

- 点ア 基点第一八五九号から笠岡市四大島黒岩見通し線上基点第一八五九号から二〇メートルの点
- 点イ 基点第一八六〇号から浅口市青島町青島東端見通し線上基点第一八六〇号から二〇メートルの点
- 点ウ 基点第一八六一号から笠岡市大島東北端見通し線上基点第一八六一号から二〇メートルの点
- 点エ 基点第一八六二号から笠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町大浦地先

4 漁場の区域 基点第一八五二号、点ア、イ及び基点第一八六四号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲まれた区域。ただし、沖出し五〇メートルによって囲まれた区域を除く。

点の位置

- 基点第一八五二号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識
- 基点第一八六一号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識
- 基点第一八六二号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識
- 基点第一八六三号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識
- 基点第一八六四号 笠岡市北木島長場防波堤突端に設置した標識

- 点ア 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から笠岡市大島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から笠岡市大島北端見通し線との交差点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九一〇号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識

基点第一九一一号 笠岡市真鍋島浜鼻突端に設置した標識

基点第一九一四号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識

基点第一九一五号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識

点ア 基点第一九〇五号から笠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一九〇五号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一九一〇号から笠岡市大島南西端見通し線上基点第一九一〇号から三五〇メートルの点

点ウ 基点第一九一一号から笠岡市茂床島南端見通し線上基点第一九一〇号から三五〇メートルの点

点エ 基点第一九一一号から香川県丸亀市小手島北端見通し線上基点第一九一一号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九一一号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島西南端見通し線上、基点第一九一一号から三五〇メートルの点

点カ 基点第一九一四号から香川県三豊市詫間町庄内橋崎鼻突端見通し線上基点第一九一四号から三五〇メートルの点

点キ 基点第一九一五号から笠岡市大島島頂見通し線上基点第一九五号から三五〇メートルの点

点ク 基点第一九一五号から笠岡市間島島頂見通し線上基点第一九五号から三五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び大島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

1 免許の内容となるべき事項

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九一八号 笠岡市大島州鼻南端に設置した標識

基点第一九一九号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第一九二二号 笠岡市茂床島北端に設置した標識

点ア 基点第一九一七号から基点第一九〇五号見通し線上基点第一九一七号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一九一八号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島北端見通し線上基点第一九一八号から一、〇〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二二号から香川県丸亀市広島町小手島北端見通し線上基点第一九二二号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一九一九号から香川県丸亀市広島町小手島北端見通し線上基点第一九一九号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九一九号から笠岡市高島東端見通し線上基点第一九一

九号から九五〇メートルの点

点カ 基点第一九一七号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し線上基点第

一九一七号から七二〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市間島地先

4 漁場の区域 基点第一九三一号を中心にして半径四〇〇メートルの円と最大高潮

時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九三一号 笠岡市間島島頂に設置した標識

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第一九二四号を中心にして半径四〇〇メートルの円と最大高潮

時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九二四号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ七直線

と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第一九二五号 笠岡市大島笠松鼻先端に設置した標識
- 基点第一九二六号 笠岡市大島大鼻先端に設置した標識
- 基点第一九二七号 笠岡市大島小六鼻先端に設置した標識
- 基点第一九二九号 笠岡市大島富山鼻南端に設置した標識
- 基点第一九三〇号 笠岡市大島唐サギ先端に設置した標識

二五号から三五〇メートルの点

- 点イ 基点第一九二六号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通し線上基点第一九二六号から三五〇メートルの点
- 点ウ 基点第一九二七号から香川県三豊市詫間町三崎灯台見通し線上基点第一九二七号から三五〇メートルの点
- 点エ 基点第一九二七号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎先端見通し線上基点第一九二七号から三五〇メートルの点
- 点オ 基点第一九二九号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎先端見通し線上基点第一九二九号から三五〇メートルの点
- 点カ 基点第一九二九号から広島県福山市宇治島南端見通し線上基点第一九二九号から三五〇メートルの点
- 点キ 基点第一九三〇号から笠岡市ハブ島北東端見通し線上基点第一九三〇号から三五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一九二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業 つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
- 基点第一九一〇号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識
- 基点第一九一一号 笠岡市真鍋島去振鼻先端に設置した標識
- 基点第一九一四号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識
- 基点第一九一五号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識

一九〇五号から三五〇メートルの点

- 点イ 基点第一九一〇号から笠岡市大島南西端見通し線上基点第一九一〇号から三五〇メートルの点
- 点ウ 基点第一九一〇号から笠岡市茂床島南東端見通し線上基点第一九一〇号から三五〇メートルの点
- 点エ 基点第一九一一号から香川県丸亀市小予島北端見通し線上基点第一九一一号から三五〇メートルの点
- 点オ 基点第一九一一号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島西南端見通し線上基点第一九一一号から三五〇メートルの点
- 点カ 基点第一九一四号から香川県三豊市詫間町庄内崎鼻先端見通し線上基点第一九一四号から三五〇メートルの点
- 点キ 基点第一九一五号から笠岡市六島島頂見通し線上基点第一九一五号から三五〇メートルの点
- 点ク 基点第一九一五号から笠岡市間島島頂見通し線上基点第一九一五号から三五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島

- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九一八号 笠岡市大島州鼻南端に設置した標識

基点第一九一九号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第一九二二号 笠岡市茂床島北端に設置した標識

点ア 基点第一九一七号から基点第一九〇五号見通し線上基点第一九一七号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一九一八号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島北端見通し線上基点第一九一八号から一、〇〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二三号から香川県丸亀市広島町小千島北端見通し線上基点第一九二三号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一九一九号から香川県丸亀市広島町小千島北端見通し線上基点第一九一九号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九一九号から笠岡市高島東端見通し線上基点第一九一九号から九五〇メートルの点

点カ 基点第一九一七号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し線上基点一

九一七号から七二〇メートルの点

- 二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市間島地先

4 漁場の区域 基点第一九三一号を中心にして半径四〇〇メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九三一号 笠岡市間島島頂に設置した標識

二 関係地区 笠岡市真鍋島、六島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第一九二四号を中心にして半径四〇〇メートルの円と最大高潮

時海岸線とよつて囲まれた区域

点の位置

- 二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一九六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

- 4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識
- 基点第一九二六号 笠岡市六島大鼻突端に設置した標識
- 基点第一九二七号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識
- 基点第一九二九号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識
- 基点第一九三〇号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識
- 点ア 基点第一九二五号から笠岡市間島東南端見通し線上基点第一九二五号から三五〇メートルの点
- 点イ 基点第一九二六号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通し線上基点第一九二六号から三五〇メートルの点
- 点ウ 基点第一九二七号から香川県三豊市鈍岡町三崎灯台見通し線上基点第一九二七号から三五〇メートルの点

点エ 基点第一九二七号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通し線上基点第一九二七号から四五〇メートルの点

- 二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一九七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つばいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島本浦地先

- 4 漁場の区域 基点第一九〇五号、点ア、イ、ウ及び基点第一九〇四号の各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し五〇メートルの線によつて囲まれた区域を除く。

点の位置

- 基点第一七八四号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識
- 基点第一九〇三号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した標識
- 基点第一九〇四号 笠岡市真鍋島線取松下の大石に設置した標識
- 基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
- 基点第一九四九号 笠岡市真鍋島の鼻に設置した標識

- 点ア 基点第一七八四号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第一九〇五号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点
- 点イ 基点第一七八四号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第一九〇三号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第一九〇四号から基点第一九四九号見通し線と、基点第一九〇三号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点
- 二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一九八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市真鍋島本浦地先
- 4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域  
(1) 基点第一九〇三号、第一九四八号、点イ、ウ及び基点第一九〇八号の各点を順次結んだ四直線と防波堤並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域及び点エと点オを結んだ直線以南の岩坪漁港の区域を除く。  
点の位置  
基点第一七八四号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識  
基点第一九〇二号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東新防波堤基部に設置した標識  
基点第一九〇三号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した標識

標識  
基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠  
基点第一九〇八号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区西防波堤突端に設置した

- 基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識
- 点ア 基点第一七八四号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第一九〇三号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点
- 点イ 基点第一七八四号から笠岡市間島南端見通し延長線上点アから一〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第一七八四号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第一九〇八号から基点第一九一七号見通し線との交差点
- 点エ 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区西新防波堤突端
- 点オ 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区東新防波堤突端
- (2) 基点第一九四八号、点カ及び基点第一九〇七号と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第一九〇七号 笠岡市真鍋島宮ノ鼻突端に設置した標識  
基点第一九四八号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東防波堤突端に設置した標識  
点カ 基点第一九〇七号から基点第一九〇五号見通し線上基点第一九〇七号から一六〇メートルの点

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一九九号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市真鍋島岩坪地先
- 4 漁場の区域 基点第一九〇九号、点ア、イ及び基点第一九一〇号の各点を順次結
- 二 関係地区 笠岡市真鍋島及び六島
- 三 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間



んだ三直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

- 基点第一七八四号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識
- 基点第一九〇九号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区火の見やぐら
- 基点第一九一〇号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識
- 基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

- 点ア 基点第一七八四号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第一九〇九号から基点第一九一七号見通し線との交差点
- 点イ 基点第一七八四号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第一九一〇号から基点第一九一七号見通し線との交差点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び大島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二〇〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島東南地先

4 漁場の区域 基点第一九一一号、点ア及び基点第一九一二号の各点を順次結んだ

二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

- 基点第一九一一号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識
- 基点第一九一二号 笠岡市真鍋島施場の鼻南端に設置した標識
- 点ア 基点第一九一二号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通

し線上基点第一九一二号から四〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び大島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二〇一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 基点第一九二五号、点ア、イ及び基点第一九二五号の各点を順次結

んだ三直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一九二五号から笠岡市小飛島東端見通し線上基点第一九

二五号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一九二五号から笠岡市真鍋島丸の鼻突端見通し線上基点

第一九二五号から一五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び大島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間